

午前11時17分 開議

議長（奥和田好吉君） おはようございます。ただいまから平成13年第3回泉南市議会定例会継続会を開議いたします。

直ちに本日の会議を開きます。出席議員が法定数に達しておりますので、会議は適法に成立いたしました。

これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において11番 松本雪美君、12番 北出寧啓君の両君を指名いたします。

次に、日程第2、前回の議事を継続し、議案第5号 市道路線の認定についてを議題とし、昨日の和気議員の質疑に対する理事者の答弁を求めますが、その前に私より一言理事者に対しまして注意をいたしておきます。

本会議における質疑、答弁にあつて特に理事者の答弁においては、その趣旨を的確に掌握し、議事に支障の来すことのないよう十分なる注意をお願いいたします。

理事者の答弁を求めます。山内事業部長。事業部長兼下水道部長（山内 洋君） 昨日来より私の答弁が十二分に至らず、議会を中断させたことはまことに申しわけなく、深くおわびを申し上げます。また、議長におかれましては、議事運営上大変御迷惑をおかけいたしました。

それでは、お配りさせていただきました資料でございますが、市道認定のうち市場西線についての資料でございます。若干御説明をさせていただきたいと思っております。この市道認定につきましては開発行為が2業者によって行われておるところでございます。2枚目につきましては、府道の和歌山貝塚線からの開発の部分でございます。3枚目につきましては、これはそれに続く市道の牧野鳴滝線に至る部分の開発行為によって設けられた公共施設の道路の関係の図面でございます。

2枚目の府道からの今回市道認定をさせていただきたいという道路の延長については70メートルでございます。3枚目のそれに続く開発行為によって市に帰属を受ける道路については、続いて110メートルプラスの市道の牧野鳴滝線から

は130メートルという延長になっておるところでございます。

この3枚目の110メートルにつきましては、開発行為の中での幹線道路でございまして、残りの市道までの130メートルにつきましては、これは市の行政指導によって行きどまりの開発行為のある道路は不自然ということで、業者との協議の結果、市道まで延長して通貫させるということで設けさせた道路でございます。これによって、全体の今回認定をお願いいたします道路となるものでございます。

それから、4枚目でございますけれども、4枚目につきましては開発の従前の里道、水路などの一覧表、それから右側につきましては、これは新たに開発行為によって設置される道路または水路、その他の公共施設の一覧表でございます。その次のものも同じでございます。これは開発が2行為にわたるものでございますので、同じようにおつけさせていただいております。

それから、次の都市計画法の32条の協議でございますけれども、最初の部分につきましては、府道からの接道になる開発行為でございまして、建築戸数については6戸の部分の開発行為でございます。その次の部分につきましては、同じく都市計画法32条の協議書の同意書でございまして、建築戸数については26戸にわたる開発行為の協議同意書でございます。

それと、その次につきましては、それぞれの開発行為に行います泉南市の指導内容を記載したのが2枚物でございます。

それから、最後の2枚につきましては、工事が完了いたしまして検査を行った結果、大阪府より検査済証を発行されたものでございますので、お配りをさせていただいております。

この市場西線につきましては、継ぎ継ぎの道路になるわけでございますけれども、これについては、府道から市道までのこの間についてのアクセスと申しますか、通過交通道路としての重要な部分を地域として果たすということで、今回道路としての市道認定を行って市に帰属させて市が管理を行うというものでございます。

2行為によって開発が1年ほどずれておるわけ

でございますけども、今回後の部分の工事も終わりましたので、市として帰属を受けて道路認定をして供用を行うということでございますので、よろしくお願いたしたいと思えます。

それと、市場西山線の件でございますけども、これにつきましては、確かに現道に両側、東側も西側も住宅が張りついておるわけでございます、狭いところでは3メートルぐらいしかございません。これについては、建築基準法上はセットバックによって道路中心線から2メートル後退をいたしまして、その部分については建築物、工作物ができないということでございますけども、セットバックをしたから一概に道路になるという部分ではございませんので、道路認定して、その部分については公共事業としての道路整備を行うというものでございますが、現に家を建てておるわけでございますので、それを除却して道路にするというところまでは拘束とかいう部分でございますけども、都市計画法上とかの縛りがございませんので、現在はやらないということでございます。機会をとらえて、建築物を建てかえる場合について、その節には道路認定をしておるわけでございますので、市が公共施設として整備を行うということでございます。その際には地域の協力も得るということでございますので、よろしくお願いたしたいと思えます。

以上でございます。

議長（奥和田好吉君） 和気君。

19番（和気 豊君） まず、質問に入る前に、私のふつつかな質問で議事が遅延いたしましたことについては深くおわびをし、私も心がけて質問をしてまいりたいというふうに思えます。

それでは質問に入りたいと思えますが、まず資料の確認について少しさしていただきたいと思えますが、結局府道、通称ですが、布施屋貝塚線、ここから牧野鳴滝線ですね。ここに至るまでの全長は310メートル。この310メートルの中に同じ長さで水路がこの新道の中に、310メートルの道の中に取り込まれているということですね。その面積が6戸分で130平米、そして26戸分で110ですね。そして、開発に至ってはいないけれども、開発業者の負担で延長した

部分が130と。しかし、310メートルの水路は取り込まれている。それが両方合わせて500平米ほどになる。そのほか、里道についても260平米前後が取り込まれている。この開発に絡んで、公の用に供されておったものがいわゆる公用廃止をされて、30%程度道の中に取り込まれて公用廃止をされていると、こういうふうに理解をしてもいいのかなどうか、その点をまず1点お聞きをしておきたいと思えます。

それから、市長にこの点はお聞きをしたいんですが、市長のいわゆる政治スローガンといいますが、基調とされている政治理念といいますが、これは水、緑、夢あふれる泉南市をと、こういうことであつたというふうに思うんですが、数少ない従来の水路ですね。水辺は子供たちの遊び場にもなっているわけですが、これがいろいろ河川の改修については多くの皆さんから、コンクリート3面張りというのはもう時代おくれではないか。むしろ、旧来の河川を大いに貴重にしながら水辺を守っていく。これが自然を守っていく上で、あるいは植生を醸成していく上で非常に大事だと、こういう意見がありました。

今回、もう全く3面張りどころか、上もふたしてしまって4面張り。もう全くなくなってしまうわけですから、この辺の市長の政治スローガンとのあり方からいっても、こういう水路を残すのではなくて道に活用していくという、こういうあり方というのはどうなんだろうかと。それも開発絡みで、むしろ開発業者に一定の協力をすると、こういうあり方というのは、やはり私はどうなんだろうかとこのように思うんですが、その辺御見解をお聞かせをいただきたいと、こういうふうに思えます。

それと、こういう非常に早い形でいわゆる36条の完工検査、そして帰属、そして即市道認定と、こういうことになってまいりますと、これはこれとして、私は1つの手法として、当然法にのっとり市が速やかにやるということについては、これは1つのあり方として、従来のあり方からすれば変わっているんですが、従来は業者の立場に立てば大変なことであつただけけれども、市の財政を考えていくと、後々惹起をするいろいろなそこ

に張りつかれた住民の皆さんの要求を速やかに解決していくと、そういう点での財源問題などを考えると、そういうあり方も市の財政脆弱のあり方からすれば、当然あってよかったのではないかと、いうふうに思うんですが、問題は今後こういう新しい方針に転換をされた、これが首尾一貫しているのかどうか。ほかのところでは残ってるけれども、ここは速やかにやる。そういう一貫性の問題からして、他にそのことについて問題は出ないのかどうか、この点もお伺いをしたいというふうに思います。

それから西山線の方なんですが、ここは既存の道を新しく認定されるということなんですが、ちょっとそういう当初からの方針があったように、一部懸案の事項だと、こういうふうに伺っておるんですが、そういうことになれば、ちょっと私現地を見させていただきますと、公園部分がその道の中へ1.5メートルほどボンと出っ張ってるんですよ。そして、真っ直ぐにはならないんですよ、奥の方から市場西線の方へ出てくるのにね。ぐっといがんでしまうと。短い区間ですから、80メートルですから。そして、今度何か新しく拡幅されて4メートルにされる分というのは30メートルほどしかないわけですから、30メートルに1.5ということですから、かなりいがんだ、いびつな道路になっていくと、こういうふうに思うんですよ。

そういう点では曲線が、距離が長ければなだらかになるでしょうけれども、非常にくの字型の折れ曲がった道になるのではないかと、いうふうに思うんですが、そういう点では早くから行政指導して、せっかくつくる道ですから真っすぐにつくらなかったのかどうか。

それと、30メートルの部分については畑がありますから、その畑の部分で買収して家を取り壊さなくてもいける部分で30メートル、この部分は先に市道認定するというやり方はわかるんですが、あの奥の方をなぜ50メートルの部分の狭いまま、それも今御答弁ありましたように、建てかえのときに御協力をいただいていくと、こういうやり方ですよ。なかなか将来建てかえという問題が起こらなければ、この道は狭いまま、い

わゆる市道基準である4メートルの幅員を満たさないままずっと推移していくと、こういうことを議会に先立って市道認定してくれというふうに求められてくるというのはどうなのか。

こういう道は、私たくさんあるというふうに思いますよ。私の知るだけでもいろいろあります。海辺と違って山側でもありますよ。海辺、浜筋に至っては、そういう狭隘な道がたくさんあるというふうに思うんですね。そういうところにも類が及んでくるわけですから、そういうところについても速やかに地元から要望等があればこれを1つの範にしてやっていかれるのかどうか。これは当然、公平性からいってやらなければならぬというふうに思うんですが、そういうことになれば、もうすべて市道の4メートルという認定基準、みずから決められた認定基準を満たさないところでも市道だと、こういうことで、一体市がつくっている基準というのは、どこかへ吹き飛ばしてしまうというふうに思うんですよ。そういうことが果たして行政としてあるべき姿なのかどうか。そうだったら全部市道にしてもたらいいんですよ、どんな狭いところでも。そういう理屈になりますよね、将来はセットバックしてもらわなければならない。建築基準法や道路法にのっとって、4メートルということに将来はしていかないかんわけですから。全部したらいいんですよ。第一、早いですやん。その辺の矛盾というのは出てこないのかどうか。基準なんてもう要りませんからね。その辺もあわせてお示しをいただきたい。

それから、もう1つ、新家の南団地内線ですか、ちょっと名前があれなんです、間違っておればまたお示しをいただきたいと思うんですが——南住宅団地内線ね。ここは60戸しか張りつかないということなんですが——11月ですか、50戸ですか、めどにね。あと308戸ですから、圧倒的に多くがめどが立たないということなんです、やっぱりずうたいが大きいだけに、建設にかかわっては、例えば一番最上部に給水のための貯水槽を設けられるわけですが、そこへ本管から水送りする配水管だけではなくて、各戸に水をお配りする給水管ですね、そういうものは全部入ってるのか、ガス管も入ってるのか。いわゆる掘削、埋め

戻しをするような必要がないのかどうかということですね。

それと、ここを開発するについて、住宅を建てるについて、当然確認申請が出てきますね。業者もわかります。そういう業者については、建築過程において一定の瑕疵ある行為があった場合に、これについてはちゃんと、市が市道に認定するわけですから、管理者としてそういう業者に一定の取り扱いをします。

事前にとることはできませんが、何らかの瑕疵をつくった場合の担保、こういうものをとっておかなければ、やっぱり水道の例でなかなか重機が通ってその後漏水がしたというようなことになっても、今までかつてそういうことの担保を求めたことがないわけですよ。そういう点では、事前にするというのもこれおかしな話ですから。何もやってないのに、やるということを仮定してそんなことはできませんから。

しかし、やられた後どないするのかということについては一定の方法を講じとかなないと、これだけ大きな団地ですから、私は大変なことになってくると、市がかぶることになると。だから、少しは開発が進んでから認定をしたらいいんじゃないかなというふうに思うんですが、その点もあわせてお伺いをしたいと、こういうふうに思います。

議長（奥和田好吉君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 私に対する御質問にお答え申し上げます。

最近、河川あるいは水路も含めてなんですが、多自然型工法ということで採用されてきておまして、時代の流れとしてはそういう方向になっておると思います。したがって、現在改修をいただいております金熊寺川なんかは、そういう形でできるだけコンクリートじゃなしに従前ののり面を活用して、自然系に近い形での改修をいただいているわけでございます。

ただ、今回の場合は水路という、いわゆる分類上は普通河川ということになるんですが、実際は用排水路ということでございまして、通称青線と言ってるものでございまして、最低幅が4尺と言われているので、大体1メートル20ぐらいというのが一般的でございますけれども、そういう

ものについては、その時々あるいは場所によって当然活用の仕方が変わってくるというふうに思っております。

この場合は、既にコンクリートで改修されていた水路でございまして、それを活用したということでございます。場所によって、その水路を取り込むことによって道路が広がって、市民生活に利便性を与える場合、あるいは交通安全上安全度が増すという場合もございます。

今御指摘ありました布施屋貝塚線の——今、貝塚和歌山線と言いますが、その図面でいいますとちょうど一番右端のところも以前は開水路でありましたけれども、ボックスを入れまして交通安全上措置をしてるわけでございます。そういうところは例えば西信達、男里ほか、樽井も含めまして相当あるわけでございますから、それは一概に言えないというふうに思います。

したがって、その場所と、それから目的によって最良の方法を選ぶべきだということに考えております。大きな河川等については、当然大規模な改修をするわけでございますので、斜面にすれば当然用地が要ってまいりますので、用地買収ということも伴ってまいりますから、それとあわせてそういう多自然型に改修をしていくという方法をとっておるところでございます。

したがって、今回のところは既に水路があって、コンクリート構造になっておったということでございますから、それを活用してできるだけ極めて細街路の少ない地域に1つの道路を形成して、安全あるいは通行の利便、さらにはいろんな防災時も含めて活用するという指導を行ったというところでございます。

議長（奥和田好吉君） 山内事業部長。

事業部長兼下水道部長（山内 洋君） 市場西山線の認定の件での御質問についてお答えをさせていただきます。

なるほど、3枚目になりますか、お配りさせていただいた資料の3枚目の一番右端になるんでございますけれども、団地の一番東側に公園がございます。この部分に市場西山線が接続をするということございまして、少し道がいがむわけでございますね。公園が既にできておりますから、公

園の東側に市場西山線ができるということでございますので、いがむわけでございます。

当初、この開発行為によって既存の道路とつなぐということでございましたが、地元との、また地権者の調整が調わなかったということで、開発の方が先行してしまったわけでございます。現在、議員おっしゃられるように、公園を1メートル500から2メートルぐらいを削れば、当然真っすぐな道になるわけでございますけども、公園として公共施設で引き取っておりますので、この部分は、少し残念なことですけども、いがんでしまうということでございます。

それから、市内の市道認定で170キロほどあって、12～13%が2メートル未満の道路であるということも統計上ございまして、これらをすべて4メートルにということになると、大変な作業量と、それから費用もかかるわけでございまして、今回こういう手法をとったのは、できるだけ生活道路は拡幅しなければならないということで、地元の強い要望もございまして、この間の市道の、この図面からいいますとわかりにくいんですけど、左の上の方にマル駐の25.3と書いてるところ、これが市道でございますので、この市道と今回開発によって帰属を受ける市場西線、これとの区間をつなぐことによって、この付近が防災上もかなり改善されるということでございますので、認定を行って道路整備をしようということで取り組んでおるところでございます。

その他の部分につきましても、平成9年に泉南市が生活道路の整備の基準というのも設けておりますので、それによってセットバックした部分については、努めて道路拡幅を行うということで取り組んでおりますので、できるところから狭隘な道路については最低限4メートルに拡幅していきたいということで取り組んでおるところでございます。

それから、新家の新星和の開発の関係のことでございますけども、1工区の102戸につきましては、これは既に建築確認がおりておるところでございますので、開発者と建築業者とは違うわけでございますけども、建築協定というのを結んでおるわけでございますので、当初の目的どおり良好

な住宅団地ということで建築協定に基づいて業者、また我々も取り組んでおるところでございます。

それから、たくさんの公共物を引き取るわけでございますので、かなり維持費もかかるわけでございますので、業者とは覚書を交わして、業者に安全設備の負担とか、そこらを順次入居に当たって進めていくということで、現在計画的にやっておりますところでございます。

それと、この11月には1工区のうち50戸ぐらいについては入居を予定しておるということ聞いておりますので、生活臭のある、これからもにぎわいのある良好な住宅団地になるんじゃないかなということで、我々といたしましても道路の瑕疵などの部分については、きちっとパトロールも行って遜色のないように取り組んでいきたいというふうに思っておりますところでございます。

申しわけございません。里道、水路の今回の市場西線にかかわりましてのいわゆる率の割合でございますけども、お配りさせていただいた従前及び新しく設置される公共施設というのを見ていただいたらわかるわけでございますけども、これの比率ということですけど、比率についてはちょっとパーセンテージを置いておりませんが、開発の手順として法定外の公共物であります里道、水路、これについては帰属を受ける新しく道路、水路、また公園などに当たる公共施設に組み込むことが法制上で認可されておりますので、その範囲内でやっていると。プラス、先ほど市長がお答えさせていただいたように、牧野鳴滝線、ここからの接道については、既に住宅なども張りついておりまして、水路もあつたわけでございますので、これらを整備し直して拡幅をしたということでございます。

それと、市場西線についてはぎくぎくとかなりいがんだりしておるわけでございますけども、途中で生産緑地の宅地化できない用地等もございまして、かなりかつこの悪い部分、また取水の関係上真ん中になったり、また道の端になったりする部分がございますが、これについては隣地地権者との協議によってこういうような道路形態となったものでございます。

新家団地の道路地下埋設物、水道とかガスとか、

これらについては既に完了しておりますので、新たに掘り起こすというようなことはございません。
議長（奥和田好吉君） 和気君。

19番（和気 豊君） 市長ね、何か3面張りに既になっているんだと、こういうことだからあんまり大きな違いはないんだというような言い方に私は聞こえたんですが、そういうことであれば、むしろ今、日本でも外国でも、特にアメリカなんかでは、コンクリートダムを通常のいわゆる土盛りダムに変えていくという方向、水路についても河川についても、コンクリートを廃して水辺が生かされるような、植生が新しく生えてくるような、そういうふうな水辺に変えていくと、こういう方向が出てきてるんですよ。

貴重な水辺ですから、むしろそれをほんとに植生が生えてくるような水辺に変えていくと。残して、むしろそれを変えていくと。310メートルの水辺というのは、町中では私貴重だと思うんです。これを清水が流れるような水辺として、いろいろ最近ではほんとにニュースに事欠かないぐらいに、御苦労いただいてメダカがそこで生活できるようにしているとか、こういう話がニュースでその都度出てくるぐらいに、水辺の復元ということがむしろ問題になってるわけで、もういたし方がないんだと、それを活用していくんだと、そういうことなんです、それならばやっぱり道路は道路として業者に確保させると。

私、最初確認した、そのことについては別に間違いだというお答えなかったように思いますので、やはり道路部分に少なくとも水辺が500平米、20%は取り込まれるということになるわけですから、そしてそれが民間の1つの業者の開発、これに市が公共の施設を協力させるという格好でやられるわけですから、それは確かに大阪府が業者と協議をして、いわゆる管理を委託されている岸和田土木が業者との関係で協議をして、最終的には合意をとったということであっても、ここでやっぱり問われるのは、泉南市の姿勢だというふうに思うんですよ。

業者とあれだけで、市は一切意見を具申せずに、市の意見を言わずに、市がひとつこういうことで水辺を大切にしたいんだ、これは開発の中に組み

込まれたら困るんだと、そういうことで、もちろんかんがい用水路でもありますし、さらにこれについては地域の子供たちの水辺として守っていきたいんだと、こういうふうな見解を1つ明らかにすれば、なかなかこの開発は、協議の段階でもそうスムーズには業者サイドの立場に立って許可されないだろうというふうに思うんですよ。

市はどういうふうにかこの問題にかかわっていかれたのか、1つだけ最後に市の見解をお聞かせいただきたい。すんなりと市が許可されたというふうに、そのままオーケーの意見を出されたというふうに私少し考えないもんですから、市がどういう意見を出されたのか、その点をお伺いしたいと思います。

議長（奥和田好吉君） 山内事業部長。

事業部長兼下水道部長（山内 洋君） 今回の資料提出させていただいた中に、市との協議内容を書いておるわけでございますけども、その前段として、水路は大切にしなければならないというのは、これはもう当然のことでございます。この認定に限っては、地元のいわゆる地権者の方、水利の方との協議の結果、こういうような公共施設の整備ということになったわけでございます、我々としては別の意味で、昔水路には必ず淵とかありました。こういう昔の施設というものも今はもうほとんどなくなっておりますので、八反の洗い場とか、そういうものについてはあっちこっちというわけにいきませんが、やはりあったものについては保存していかなければならないという考えは持っております。ちなみに、幡代の淵がございまして、それについては市に帰属を受けて保存をしていくというようなことも取り組んでおるところでございます。

議長（奥和田好吉君） ほかにありませんか。——以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。——討論なしと認めます。

これより議案第5号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可することに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（奥和田好吉君） 御異議なしと認めます。

よって議案第5号は、原案のとおり可とすることに決しました。

お諮りいたします。本日上程予定になっております議案第11号 平成13年度大阪府泉南市浅草共有山財産区会計予算については、市長より撤回したい旨の申し出がありました。

よってこの際、議案第11号 平成13年度大阪府泉南市浅草共有山財産区会計予算撤回を日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（奥和田好吉君） 御異議なしと認めます。よってこの際、平成13年度大阪府泉南市浅草共有山財産区会計予算撤回の件を日程に追加し、直ちに議題といたします。

市長から、議案第11号 平成13年度大阪府泉南市浅草共有山財産区会計予算撤回の理由の説明を求めます。向井市長。

市長（向井通彦君） 議長より発言の許可をいただきましたので、本日上程を予定いたしましておりました議案第11号、平成13年度大阪府泉南市浅草共有山財産区会計予算について撤回をお願いしたく、御提案申し上げます。

浅草共有山に係ります公共事業への売却につきましては、今回が初めてございまして、さらに他の類似団体との関係もございまして、事務手続等についてももう少し慎重に対応してまいりたいと考え、撤回をお願いするものでございます。よろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。議長（奥和田好吉君） お諮りいたします。ただいま議題となっております平成13年度大阪府泉南市浅草共有山財産区会計予算撤回の件は、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（奥和田好吉君） 御異議なしと認めます。よって議案第11号 平成13年度大阪府泉南市浅草共有山財産区会計予算撤回の件は、承認することに決しました。

1時15分まで休憩いたします。

午前11時58分 休憩

午後 1時18分 再開

議長（奥和田好吉君） 休憩前に引き続き会議を

開きます。

次に、日程第3、議案第6号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（奥和田好吉君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。蜷川助役。

助役（蜷川善夫君） ただいま上程されました議案第6号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げます。

提案理由でございますが、泉南市職員厚生会において平成13年10月から新たに運営会費を徴収することが決定されたことに伴い、職員の給与から直接運営会費を控除できることとし、あわせて既に控除しているその他の事項についても所要の措置を講じる必要から、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案書の37ページをお願いいたします。

今回の改正内容でございますが、これまで泉南市職員厚生会におきましては、会員から運営会費を徴収しておりませんでした。平成13年10月から新たに運営会費として月額1,000円を徴収し、円滑な財政運営を行おうとするものでございます。また、既に職員の給与から控除しております市が職員の福利厚生のためのため行う事業に基づき職員が購入した物品の購入代金や、職員が労働金庫法に基づく労働金庫と契約した積立預金及び貸付返済金につきましても、地方公務員法第25条第2項の規定に基づき改めて条例で規定しようとするものでございます。

以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（奥和田好吉君） これより質疑を行います。質疑はありますか。―――質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論はありますか。―――討論なしと認めます。

これより議案第6号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（奥和田好吉君） 御異議なしと認めます。よって議案第6号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第4、議案第7号 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（奥和田好吉君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。蜷川助役。

助役（蜷川善夫君） ただいま上程されました議案第7号、一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げます。

職員手当のうち、勤務の特殊性に応じて支給する特殊勤務手当について、支給区分の改正を行うため本条例を提案するものでございます。

41ページをお願いいたします。

改正の内容でございますが、本市におきましては現在、下水道部に所属する職員に対し一律に下水道事業事務従事手当として1人月額3,700円の特殊勤務手当を支給しております。この手当の支給につきましては、当時の事業背景等を総合的に勘案し支給されてきたものでございますが、現在の本市のおかれている状況や他の組織との整合性等を考慮し、今回廃止を行おうとするものでございます。これによります節減額は、12年度決算ベースで95万900円でございます。

また、下水道処理作業手当及び土木建築作業従事手当、道路公園作業従事手当、文化財調査手当、これらはそれぞれ月額230円でございますが、これらについても現在支給対象範囲が下水道や道路、公園、建築、文化財等の作業従事者だけに限られており、他の職場におきましても著しく危険、不快を伴う業務が存在することから、これらの手当を一たん廃止し、改めて真に危険や不快等を伴う現場作業に従事した職員に対して支給される手

当に改めようとするものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（奥和田好吉君） これより質疑を行います。質疑はありますか。———真砂君。

5番（真砂 満君） 特勤手当について今御説明をいただいたんですが、今の蜷川助役の説明では、整理をされるということで今回これを出されてるというお話ですけども、これは今の説明では従来あった下水道の事務の手当、月額3,700円の分をなくしてしまって一本化されるんですね。ほかに削られる、例えばし尿処理場の関係であるとか、水道とか清掃とかの関係の部分は、このここに書かれている現場作業従事手当に一本化されるんですか。今の説明ではそういうふうに取り入れられるんですが、その辺どうなんですか。

議長（奥和田好吉君） 中谷市長公室長。

市長公室長（中谷 弘君） お答えをさせていただきます。

今回改正をいたしますのは、特殊勤務手当のうち別表の中にあります下水道事業事務従事手当、これについては削除するというところでございます。それと、その他下水道処理作業手当、土木建築作業従事手当、道路公園作業従事手当及び文化財調査手当、この4項目について削るということでございます。

これにつきましては、従来からこの作業については現場に出れば1日当たり230円が出ていたということでございますが、特殊勤務手当ということでございますので、現場に出た場合に危険、不快等を伴う現場作業ということに整理をしたいということで、この4項目を省いて、現場作業従事手当ということで、この表に入っておりますように危険、不快等を伴う現場作業に従事した職員について月額230円を支払うということでございます。

この作業は、特にこの4項目について現場に出た場合、支払いをしていたわけでございますけれども、現実としては環境整備なんかも、不法投棄なんかの処理とかその辺の現場作業、それと学校関係の施設管理につきましても、学校等の敷地内

の下水管の清掃とかそういう作業がありましたけれども、今までその支給がなかったということでございます。ですから、通常、現場へ出て支給していた特殊勤務手当についてはなくして、特にその現場の中で危険、不快等を伴う作業につきまして今回支給しようということで整理をしたものでございます。

それと、先ほど真砂議員からの質問でございますけれども、水道の関係とか清掃の関係とか、今回その部分につきましては改正をしていないということで、現行の条例どおりということで御理解をお願いしたいと思います。

議長（奥和田好吉君） 真砂君。

5番（真砂 満君） では今の、結局は土木なり道路なり、項目ありましたよね、今述べられた。その項目は外すけども、そういった仕事をされる方については、現場作業従事手当という形で出されるんですよね。出さないんですか。出さないんですか。いや、今の説明では、まさに危険、不快等を伴う現場作業に従事するところには出すというお話でしょう、日額230円を。それに一本化したということでしょう。そしたら、その職場はどこどこなんですか。

それとあわせて、それであるならばほかの職場も当然そういったことがあるんですから、なぜこれだけ出されるのか。行革の中では特殊勤務手当を見直すという項目も出てるんでしょう。そこらあたりどういうふう考えてるんですか。

議長（奥和田好吉君） 中谷市長公室長。

市長公室長（中谷 弘君） 先ほど御説明させていただきましたように、別表の中で4項目ですね。これらについては通常の作業をした場合でも従来まで支給していたということなんです。ですから、今回はこの通常の本来業務という解釈の中で、本来業務については手当をなくしましょうと。ただし、本来業務の中で現場に出た場合、特に危険、不快ということで担当課長が判断した場合について、今回新たにこの現場作業従事手当の中で特殊勤務手当として支給をしようということに改正をさせていただくということでございます。

ですから、従来この4項目の中の部分に所属してる人が現場作業をすれば1日当たり230円出

たんですけども、先ほども申し上げましたように、そのほかにそういう特殊な作業をする場合も出てくるということの中で、そういう方も今回対象にしよう、新たに生じてくる可能性がある。実施やってももらってない場合もあったということで、その辺はこういう形で整理をしたということで御理解をお願いしたいと思います。

議長（奥和田好吉君） 真砂君。

5番（真砂 満君） 本来業務とその現場作業という意味がよくわからないんですけどね。何が本来業務であって、何が——現場作業だけ別個のものであるという理解は、ちょっと私にはできません。一体のものだというふうに思ってますよ。

それと、課長が判断をしてということですから、課長が日常業務的にそこまで職員の管理が今までできてたのかどうか甚だ疑問ですし、例えば超勤なんかでもまさにそのようになってるんですね。現実はどうですか。そういうふうになってないでしょう。現実がなっていないのに、新たにするときこれからこうしますんですよといっても、実効性があるのかどうか疑問です。その辺、どんな形で実効性を持たずようにされるんか、お答えいただいて質問を終わります。

議長（奥和田好吉君） 中谷市長公室長。

市長公室長（中谷 弘君） 今回、先ほど説明させていただきましたように、そういう形に改正をさせていただくということでございますから、この条例が御承認いただければ、当然関係する部署についてはそういうシステムということで十分説明をして、やはり日々の担当者の動静なりは当然課長が把握せないかんということで、仕事の内容も把握しとかないかんということを認識した中で、我々としてはこの条例で執行していきたいというふうに考えております。

それと、超過勤務の指摘もあったわけでございますけれども、これも通常、超過勤務というのは課長が命令すべきものだというふうに考えておりますので、その辺も御指摘ありましたんで、今後その辺についても十分注意をして、職員の職場管理、それはやるように我々としてもきちっと整理をして指示はしたいというふうに思っております。

議長（奥和田好吉君） ほかにありませんか。—

——小山君。

3番(小山広明君) 今御説明をいただいたんですが、いわゆる下水道事業事務従事手当というものを廃止するというのですが、内容的にはいわゆる危険作業手当の次ということですから、現場作業従事手当ということで月額230円を出していくということで、現在出しておられたところにもこういう内容であれば出すと、こういう理解でいいから、全く今までこれで特殊勤務手当が出たものが全部なくなると、こういう解釈ではないと今説明を受けて思うんですが、その辺ちょっと理解に間違いがないのかどうかですね。

それから、特殊勤務手当の見直しということが言われておるんですが、今回これだけを出してきたということは、他の見直しの部分は——僕はこれ一遍にボンと出した方がいいと思うんですね。これでもう終わりであればそれでいいんですが、まだほかにも特殊勤務手当が四十数項目がありますね。金額別に言うと47ぐらいありますか。その辺の整理の問題はどのようになるのかですね。

それから、こういう手当というのが実質的には働いとる人にとっては1つの所得で、生活を支えておると思うんですが、こういう手当というものを取る方向にあるときに、給与というものを今後どう考えていくのかですね。かなり手当という部分が多くて、それだけ働いてる側からいえば不安定な要因ですからね、こういうふうに見直しをされていくということで。その辺の給与の考え方について、やっぱり関係があると思いますので、その辺はどのように見直しについては考えていらっしゃるのか。

それから、課長が認めればというのは、いわゆる専決処分の規定の中ではどの項目に当たってそれができるのかというのをちょっと説明をしていただきたい。最近、夜遅く、女性なんか10時過ぎても1人で仕事をしとることが見受けられるんですが、そういう課長が課員の仕事の内容をちゃんと掌握して、この仕事を残業で2時間でやってくださいとか、それからこういう手当の問題もそうなんですが、まず課長がそういう職員の仕事の内容をちゃんとつかんで、明確に指示をしてその人がやっとするのか、仕事をしてから後で事後報告で

これをやりましたからということで認めるのか、実態をまず御説明いただいて、今後その改善策について、どうしていこうとされるのか。

私が外から見る感じでは、課長がちゃんと仕事を指示して、この仕事だったら2時間とか3時間とかあるから、この仕事はきょう1時間でして、あしたやってくださいと。そのかわり残業は、5時15分で終わっても7時で帰ってくださいとか、私はそういうことが理想的だと思うんですが、なかなかそういう形態になっておりませんので、その辺のこともきちっとやらないと、なかなかこの手当の問題も実を上げていけないし、職員の理解も得られないと思いますので、その辺をお聞きしておきたいと思います。

〔小山広明君「議長、済みません。もう1つ言い忘れました。ごめんなさい」と呼ぶ〕
議長(奥和田好吉君) 小山君。

3番(小山広明君) この特殊勤務手当というあり方ですね。これは職業差別にも私は遠い意味ではつながっていくと思うんですね。仕事だから、汚い仕事とか嫌がる仕事とかもちろんあると思うけども、そういうことを賃金なり給与で差額を与えていくというのはどうかと。

やっぱり公務員の皆さんはローテーションというんか、いろいろ職場をかわっている仕事をされていくわけですから、基本的にはこういう仕事のいわゆる危険とか不快とかいうことで手当をつけるのではなしに、不快であれば、危険であれば、それを危険でないような職場環境をつくるということが大原則で、仕事においては余り給与でこういう不快とか危険という字をつけて差をつけていくというのはどうかと思うんで、その辺の特殊勤務手当の——大変多いんでね、四十数項目あるわけですから、その辺は普通の民間会社にはそれほどないですね。僕も会社に入って、こういう形での手当がついて働いたことはないわけですからね。

そういう点でもやはり仕事は同じですから、そらきついといえきついですけども、それは職場改善なりいろんなことで改善するべき問題だと、私はそう思いますので、その基本的なことも聞いておきたいと思います。

議長（奥和田好吉君） 中谷市長公室長。

市長公室長（中谷 弘君） まず、今回提案さしていただいております特殊勤務手当の中で、下水道事業事務従事手当、これについては従来下水道部に配属されている職員については出ていたわけでございますけれども、これを全部なくすということでございます。

それと、今回下水道処理作業手当から文化財調査手当までの4項目については、現場作業従事手当という名称に変えまして、本来の特殊勤務であろうというふうに考えております危険、不快等を伴う現場作業に従事した職員について、これを認めて支給するというところでございます。

それと、課長がどこで判断をするのかということでございますが、例規集の中の専決規定の中で、超過勤務、特殊勤務については課長がそれを判断するという規定をいたしておりますので、また後ほど御参照いただきたいと。545ページでございます。

あと、小山議員から特殊勤務手当、今回で見直しは終わりかということでございますが、今回はこの部分についてだけ見直しということにしております。行財政改革の中にも入っておりますように、特殊勤務手当の適正化という項目が新行革の中にも3カ年入っております。また、引き続き特殊勤務手当になじむかなじまないかということと、本来業務であるのか特殊業務であるのかということの中の部分について議論をした中で、改正すべきは改正をしていくと。

また、新たに生じたものについて当然特殊勤務手当だと認められるものについては、我々としては新たに制度を設けるということについては、別に我々としては今後検討せないかんものについては検討していくという考え方でございます。

それと、給料の関係も御指摘があったわけでございますけれども、特殊勤務手当というのは著しく危険、不快、不健康または困難な勤務をさせた場合、その勤務の特殊性等を考えて支給するというものでございますが、従来からの発足では、当然給料が安かった時分にそれで調整していたという面もあったというふうに我々としては確認をいたしておりますが、当然本来は給料で調整すべき

もんだということで、給料は給料として適正に支給するという考え方は当然持たないかんわけでございますけれども、その中で特にそういう特殊勤務に従事する職員については、従来普通事務所で仕事をしてる方と、特に現場へ出てそういう危ない仕事に従事する方については、少しではありますけれども、やはり支給せないかんということの中で、こういう改正をしているということで御理解をいただきたいと思っております。

議長（奥和田好吉君） 小山君。

3番（小山広明君） 過去には給与が安かった分に対応するものとしてこういう特殊勤務手当という面もあったと、こういう発言があったんですね。私も先ほど言いましたように、民間ではこういう類の手当はないと思うので、これは全廃、全部やめるといようなことは、市長、思い切ってはできないんですか、これ。全部やめると。給料でちゃんとそれはまともにやっていくと。

これはもちろん、基礎的な給与の部分には入る部分もあるのか。入らないでしょう、基本的には。給与をベースにして、年金とかいろんなことには全くこれ反映されないですね。そういう面で、これを廃止するという事は、市長がやろうとすれば議会の了解を得てやれると、条例の廃止ですからね。それは基本的にはできるんですか。そのことをひとつお聞きをしておきたい。

それから、先ほど言ったように、現在下水道事務に従事しただけで3,700円ついてたのが廃止されたんですが、この現場作業従事手当に該当する部分は必ず出てくるんですね。今まで出しておった方にもね。だから、多少そういう点ではダブって出てくるのではないかなと思うので、先ほど95万900円の影響額があるというのは、そういうことも全部加味した上で一応出したお金でしようかね。そこをひとつ確認をしておきたい。

だから、ちびちびせんと廃止だということも1つの市長の英断で、やっぱり給与でそのかわりちゃんと見るというようなことを私はこの際した方がいいんじゃないかなと思いますね。いろいろそれら現在、緩和措置というか段階的にやる措置はあるとしても、基本的には廃止をするということも1つしてもいいのではないかなと、そう思

うんですが、これは市長のかなり政治的な決断なり、市長も公務員として働いてこられた方ですから、その辺の受けておいた側もあるわけですから、そういう思いもよくわかった上で、市長ひとつ、私は廃止すべきだと思うんですね、基本的には。そう思いますが、いかがでしょうか。

議長（奥和田好吉君） 向井市長。

市長（向井通彦君） この特殊勤務手当については、我々行革の中でも見直しを行うというふうにいたしております。これは今、その種類といえますが非常に多い分もございますし、また今の時代にそぐわない部分もありますし、あるいは今回の下水道従事手当もそうではありますが、その部署に行けば支給されるという部分もございます。

ですから、そういうものについてはもう一度きっちり見直して、市民に対しても極めて説明をはっきりできる、あるいは限定されるべきものについて支給をしていくというふうに改めていこうというものでございます。したがって、今回のもただ単に現場へ行ったから支給するというのではなくて、その仕事の内容によって支給をしていくというふうに改めていこうというものでございます。

ですから、これは一応すべてをなくすということは、これはできないと思います。やはり一定通常よりも特殊な場合を想定してるわけですから、それは限定的ではありますが、残すべきは残し、削減すべきは削減し、また廃止すべきは廃止すると、こういう方針でやってまいります。とにかく、今回上げておりますのはそういう形で行っておりますが、他の分野についても逐次見直しを行ってるところでございます。

議長（奥和田好吉君） 中谷市長公室長。

〔小山広明君「残業とか掌握度を答えてないから頼みます」と呼ぶ〕

市長公室長（中谷 弘君） 95万900円がなくなるんだなということでございますが、これは下水道事業事務従事手当の実績でございます。これはなくなります。ただ、その他の4項目については現場作業従事手当という形に変えましたので、これは予算執行は当然出てくるということで御理解をお願いしたいというふうに思います。

それと、超過勤務の確認とかその辺の問題ですけども、先ほどさきの質問者にもお答えいたしましたけども、課長が超過勤務の命令を出すというのが当然でございますから、それはそういう形になるように指導はしていきたいというふうに思います。

議長（奥和田好吉君） 小山君。

3番（小山広明君） いや、漏れとるんですがね。私、聞いたのは、確かに現在下水道事業事務従事手当は97万500円なくなりますよね。しかし、今度は新たに課長が判断をして、下水道事業というのはそういう該当する危険、不快な現場の代表的な事業部ですので、当然そこには月額230円というものが払われてくるわけやから、現在払っとる97万がそっくりマイナスになるんじゃないんじゃないでしょうかという質問したんですから、それは今の説明からいっても、どれぐらい——半分ぐらいが名前を変えていわゆる特殊勤務手当として出すということになるんじゃないですか。そちらの説明聞いてもね。そこを聞いたわけですから、それはちょっと答弁漏れなんで答弁をしていただきたい。

それから、市長、これやはり基本的には僕は廃止をするという方針が必要だと思うんです、基本的に出すんではなしに。その中でどうしても市民の皆さんにも説明をして納得いただけるものは出すという、特殊ですからね。基本的にはやっぱり廃止ということで、私は市民の皆さんほとんど理解しないと思うんです。でないと、これが入っての給料となると、やっぱり行き方によっては収入変わってくるわけですね。やっぱり、それは生活に響くし、不安定になるわけですし、先ほど言ったように給料が安い部分をこういう手当でカバーしてきたという面もあったわけですから、それは余りいい制度ではない。

だから、苦し紛れにこういう形で名前を変えて、それがいつの間にか既成事実になって、出すのが当たり前になってくるけども、民間ではこんなことは全くないわけですから、そういう点ではやはりこういう行革の中でちびちび見直していくのもちろん大事ですよ。しかし、大胆に今までやってきたことを初めからゼロにして、もう一遍考え

るというような姿勢が特にこの特殊勤務手当の見直しについては私必要だと思うんですね。ほかの給料にそんな手を加えられへんわけですから。

そして、そのことによって働いとる皆さんとの給与の面についてのきちとした交渉がなされて、そしてやはり労働者としてのそういう生活を本質から守っていくと。こういうごまかしの、特殊というような言葉をつけて、職場によっては収入が下がったり上がったりするという、こんなことはやっぱり私は大変問題だし、これはほとんどそういう将来の年金なんかとかいろいろな手当に影響してこないわけですから、それは民間会社でいえば経営者側にとって大変都合のいい出し方なんですよね。

だから、そういう点では基礎的な給与になる部分をちゃんと議論をして、そこで対応していくということが私は民間のそういう給与問題をリードする意味からも、私はこういう特殊勤務手当は廃止するということの前提の中で、市長が言われたどうしてもそういうものが必要なものについては、議会なり市民の議論を経てつけてもいいと、もちろん僕はそう思いますけどね。

そういう点で市長、そういう基本じゃないんですか、あなたの言う特殊勤務手当の問題については、私の言うのと同じだと思うんですけどね。基本的には廃止すると、どうしても必要なものはつけると、こういうスタンスと理解していいですか。議長（奥和田好吉君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 多くの職種があるわけですから、どうしても必要なものはあるというふうに思います。ただ、その中で従来かなり多くの種類とか範囲の分にあった分があると思います、そこに載っておりますようにですね。これをもう一度再精査して、そしてきちとした理由、理屈、そしてまた市民の皆さんにも理解をいただけるようなものは、当然必要なものとして残していくと。

そうでないもの、あるいは現在の社会においてそういうことについてはそぐわないといいますが、なじまないようなものについては、廃止をするなり、額を縮小するなり、そういう対策ですべての特殊勤務手当について見直しを行っていくということを行革の中にもうたわせていただいております。

す。その第1弾といいますか、という形で行っておりますので、まだ残りがありますので、再度今検討いたしておりますので、関係者とも十分お話し合いをした中で順次改正をしていきたいと、このように考えております。

議長（奥和田好吉君） 中谷市長公室長。

市長公室長（中谷 弘君） 下水道事務従事手当がなくなると。それと230円、どれくらい出すのかという質問だったと思いますけども、まず先ほど申しあげましたように、下水道事務従事手当はなくなります。

それと、従来から出しておりました今回統合する4つの特殊勤務手当というのがあるわけですが、これが年間24万ほど執行いたしておりますが、それがこの名称が変わって、現場作業従事手当の中で特に危険、不快等を伴う現場作業従事手当という形で執行されていくということでございますが、今回こういう名称に変えましたので、どれだけ危険、不快等の作業がその中であるかということですから、それはまだ推測できませんので、どれだけ執行になるかというのは、ちょっと今のところお答えはなかなかできないんですけども、この今まで出しておりました24万ぐらいの金額がこれにかわるということで御理解をお願いしたいというふうに思います。

〔小山広明君「議長、済みません。最後です。

済みません」と呼ぶ〕

議長（奥和田好吉君） 3回になってます。ほかにありませんか。———和気君。

19番（和気 豊君） 1点だけ、簡単なことなんでお伺いをしたいと思うんですが、従来は職種ごとに手当を出すということで、むしろわかりやすかったように思うんですね。こういう仕事に従事した人には手当を加すると。大体、こういう仕事というのは、体を動かすなり、雨の中でも出ていかなければならないし、夜半にも急に漏水突発事故等が起これば出かけて行って、水道業者の皆さんと一緒に作業に従事せいかんと。

ところが、今回は危険、不快を伴う現場作業ということで抽象的になっているんですね。従来と同じような中身なんだというふうに理解していいのか、それともそうでなければその都度これは危

険だ、これは不快だということで、これはだれが判断するんですか。人事課長さんあるいは公室長がその都度判断をされるんですか。

こういう抽象的なことになると、事務をされる方々は、非常に大変だというふうに思うんですよ。だから、今までのあり方の方がむしろ平易で、こういう仕事に従事した人はもう大変なんだということの上で、この職種ごとに手当をお出しすると、こういうことでいいんじゃないかなと。そして、基本的にはやはりこういう問題というのは本来的には本給の中に組み込むべきだと、こういうふうに私は思うんですが、この後の分については先ほどから同じことの繰り返しになっておりますので、あえて答弁は求めません。さきの1点だけに限ります。よろしくをお願いします。

議長（奥和田好吉君） 中谷市長公室長。

市長公室長（中谷 弘君） 今回改正の中では、一くりにしてるからわかりにくいという御指摘でございますが、特殊勤務手当の本来の趣旨からいって、危険、不快等を伴う作業というのが特殊勤務だということの中で、こういうまとめ方をさせていただいたということでございます。通常の現場作業もあるわけでございますけれども、特にその中でも悪臭のあるヘドロ等のしゅんせつとか、具体的に申し上げますと、雨の中で土のうを積んだりとか、非常に交通量の激しい道路上で長時間作業をしたりとか、非常に厳しいという判断の中でそれを支給するというところでございますが、先ほども申し上げましたように、これは当然仕事の命令をする担当課長が専決規定にもありますけれども、その作業の内容を確認して——報告を受けることもあると思いますけれども、確認した中で、これは特殊勤務に当たるということであれば、当然支給できるという形でございます。

以上でございます。

議長（奥和田好吉君） 和気君。

19番（和気 豊君） そしたら、例えば水道なんかでは課長さんですね。業務課長さんになられると思うんですが、それは常時24時間体制で宿直の方の勤務状況まで把握しておられるんですか。いやいや、そういうことでないと、その仕事の危険度合い、過重——重たい、軽い、そういうもの

についてはちょっとよくわからないというふうに思うんですが、課長さんの仕事も大変ですね、それやったら。

やっぱりあれですか、同じ水道の仕事でも、ただ単に夜出かけて行くということでは危険、不快ということにはならないと。非常に交通頻繁な、危険な道路上での水をかぶったような、そういう仕事でないのだめなんだと。あと、日報体制とかそういうことで報告を受けるということは現実的だと思うんですが、そういう日報のあり方なんかについても、これは今後これに見合って精査をされていくんですか。

現実的な対応について、もう1つちょっとよくわからないんですよ。同じ職種でも、その中で重い、軽い、軽重を何か課長が判断すると。これ大変なことになると思いますよ。人を使いにくいですね。これはもう大変なことになると思うんですが、何で従来のように、大変な仕事なんだということを前提に、その仕事につかれる方については、すべて夜勤勤務のときもあれば、そりゃそうでないときもあるだろうけれども、やっぱり普通の事務の方にはないような大変な仕事をされているわけですから、そういう点では勤務手当をお出しすると、こういうことで、なぜここにそんな厳しい合理化を持ち込まれるのかなというふうに私は思うんですが、これは一種の勤務状態を厳しく取り扱う1つの合理化案だというふうに思うんですが、その点はどうなのでしょう。

議長（奥和田好吉君） 中谷市長公室長。

市長公室長（中谷 弘君） 和気議員御指摘のように、当然課長が24時間仕事をしてるわけではございませんので、事後報告ということもあろうかと思えます。それはやはり課長がその報告で判断をして、特殊性があるという判断をすれば、私は支給をしていただいても十分いいんじゃないかというふうに思います。

それと、当然従来から現場作業を行っていたわけでございますから、その中で危険なり不快という判断があれば、特殊勤務手当が支給できるということでございます。ただ、これは課の配属された職員の指揮命令というのは課長が行わなければならないことになっておりますので、当然把握な

りその辺の指揮命令はきちとせないかんということの中で、こういう説明を私さしていただいたような形の答弁になったわけでございますけれども、通常の今まで出していた現場作業従事手当の中で、やはりそれが特殊だという判断をすれば、私は執行していただいてもいいんじゃないかということと、今回こういう形に変えたのは、ほかにもそういう作業をしてるのに支給してる項目がなかったということの現場からの意見もございまして、今回こういうふうにくりにさしていただいたわけでございますけれども、当然それは判断すれば私は執行していただいても別に問題はないというふうに思います。

特に、私も現場のあるところの仕事も長年さしていただきましたんで、現場作業については大変だということは重々承知をいたしておつもりでございますので、その辺はきちとその担当課長には説明をした中でその運用はしていただくつもりであります。

以上でございます。

議長（奥和田好吉君） ほかにありませんか。——島原君。

16番（島原正嗣君） 簡単に2点ほど質問しますが、1つはこれは労働者としての立場から判断すれば、個人個人の既得権益というのになるわけですね。したがって、職員組合等の話し合いなり了解はとられてるのかどうかですね。これが1点です。

それと、確かに市長がおっしゃるように時代も変わってまいりましたし、現在あるそれぞれの諸手当というのは、改善すべきものがたくさんあるかと思うんです。ただ、今和気さんの方からも御指摘がありましたように、こういう項目だけでは、例えば危険とか不快等ということの価値判断をそれぞれの担当の職場の課長さんがすると、こういうことなんですね。

これはちょっと抽象論であって、もっと先ほどもそれぞれ意見がありましたように、市民が聞いても見てもわかるようなことにしておかないと、やっぱり私的な判断、課長といえども私的な部分はあるわけですから、どこまでやったら危険なのか、どこまでやったら不快指数というものが高ま

るのかという精神論まで実は出てくるんですよ。そういう意味では、やっぱり条例なり何なり規則の中で、危険とはこういうもんですよ、不快というのはこういうもんですよという定義を僕はきちとすべきではないかと思うんですよ。

これでは、失礼と思うんですが、ただ漠然とした表現ですから、どんなのが危険なのか、どんなのが不快なのかというのがちょっと見えにくいですわね、これ。例えば、今問題になってるゲリラ作戦でいろんな災害を受けたと。こういう中での仕事、これは危険というものを伴うわけですけども、あるいは災害——地震とか火事とか、あるいは天変地変等によって、いろいろ事情があって至急なことで特殊なことをせないかんということなら別ですけども、もっとこらあたりを将来検討していく必要が僕はあるのではないかなと思うんですよ。

本来、危険とは何かというのをきちとしとかなないと、一般の公務員が危険——また、法的には危険な仕事をさしてはならんという、そういうこともあるわけですからね。これは労働基準法で決められてるように、危険なとこに実際使っていくというもおかしいでしょう。だから、そこらあたりがもう少しどのように考えてるのか、御答弁をいただきたい。

議長（奥和田好吉君） 橘人事課長。

市長公室次長兼人事課長（橘 正三君） 関係、組合とは協議いたしております。こういう形ということで協議いたしております。

それと、職場での課長の判断の線引きということであると思うんですけども、先生御指摘のように非常に難しい面もあるかと思えますんで、今後現場等と協議を持ちまして、一定のマニュアルというんですかね、そういうものもこさえてまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（奥和田好吉君） 島原君。

16番（島原正嗣君） それで、そういう考え方で結構だと思うんですが、線引きであろうと万引きであろうと、いずれにしてもだれが考えてもこの業務が、この仕事が非常に危険ですよという、公務員として採用されて、それ以外の仕事をする

場合の——例えばここに書いてるような、前回支給されておったような下水道の処理作業とか、あるいは土木建築の作業とか道路、公園等の作業、今までそういうようなものが当てはまっておったんですけれども、これはそぐわないということで改正するわけですから、それはそれで僕は正しいと思うんですが、じゃほかに危険という1つの定義だけでくくってもうて、具体性がないのではないかと。

それは、それぞれの担当課の課長さんにお任せをします。ただ、それが例えば災害があったときに出た、危険なときに出たんだから、それがいわゆる危険手当なり災害手当だということの定義がきちりと判断できるように今後検討してほしいなと。労働組合、職員組合の方もこれでええというようなことらしいんですけども、私としてはやっぱり市民に説明するのに、逆に市民からそんな手当出てどうということなんですかという逆質問があっても、それにきちっと答えられなかったらどうかなとも思いますので、その点ひとつ検討していただきたいというように、意見にかえておきます。

以上です。

議長（奥和田好吉君） ほかにありませんか。——以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

これより議案第7号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（奥和田好吉君） 御異議なしと認めます。よって議案第7号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第5、議案第8号 泉南市職員公務災害等見舞金支給条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（奥和田好吉君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。蜷川助役。

助役（蜷川善夫君） ただいま上程されました議案第8号、泉南市職員公務災害等見舞金支給条例の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げます。

提案理由でございますが、職員が公務上もしくは通勤上の災害により死亡した場合、または障害が存した場合に支給される泉南市職員公務災害等見舞金につきまして、労働者災害補償保険法の適用を受ける職員にも支給できるようにするため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

45ページをお願いいたします。

今回の改正内容でございますが、現在泉南市職員公務災害等見舞金につきましては、地方公務員災害補償法第2条1項に規定する者——これは例えば正規職員でございますが、それから議会の議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例第2条に規定する者——これは議会の議員、委員会の非常勤の委員等でございます。それから、泉南市消防団員等公務災害補償条例の適用を受ける非常勤の消防団員がその支給対象となっております。

しかし、勤務場所がいわゆる本庁舎以外の非常勤職員につきましては、労働者災害補償保険法の適用を受けるため、泉南市職員公務災害等見舞金支給条例が適用されないこととなっております。勤務場所の違いにより適用されないとするのは公平性の観点からも問題があるため、今回適用を受けることができるよう改正しようとするものでございます。

以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（奥和田好吉君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。——小山君。

3番（小山広明君） 今ちょっと説明を聞いとりますと、職場が違うだけで適用を受けなかったという、そういう御説明があったんですが、ちょっと考えられないなと思ったんですがね。職員でありながら、職場が庁舎外であれば適用を受けられなかったと。こういう条例の内容であったことに驚いとるんですが、このことで何か今まで支障が

あったことがあるのかどうかと、こういうことが今ここに提案されたきっかけになったものですね。今あなたが言ったように、庁舎外でこういう災害なり事故に遭ったということがあってこういうことになったのかなと思うんで、その辺の提案するに至った背景をちょっと御説明いただきたいと思います。

議長（奥和田好吉君） 橘人事課長。

市長公室次長兼人事課長（橘 正三君） 今回の災害見舞金の適用を含める方につきましては、これは本庁舎以外に勤めておられます非常勤職員の方でございます。正職等につきましてはすべて同じ扱いでございますけれども、非常勤職員の方の公務災害補償につきましては、本市も各市も同様になるんですけども、議会の議員その他の非常勤職員の公務災害補償に関する条例によりその補償を行ってきたわけなんです、かつて。

ところが、過日労働基準監督署におきまして、労働基準法を厳格に運用すれば、これらの本庁舎以外の非常勤職員の方につきましては労働者災害補償保険法が適用されるという判断が明確に出されてきました。そうなりますと、この方につきましては本庁で勤務されてる非常勤職員の方が見舞金条例の適用になるんですけども、外の場合、この労働者災害補償保険法が適用されますと、これが除外されるという形になりますんで、その方を今度含めるためにやったものでございます。職員が外、内で別扱いになってるということでは決してございません。

事故等につきましては、今までこういう事例はございません。

以上でございます。

議長（奥和田好吉君） 小山君。

3番（小山広明君） いや、今話聞いとると、今までは何か運用でちゃんとやってきたけど、何か厳格に労働省がやったことで、逆にこういう今まで運用でやってきた部分がいわゆる救済されない、ということだというように理解したんで、そういう理解でいいんですか。ちょっと説明を聞いても、私はそういう理解なんですけども、労働省が厳格に労働者災害補償保険法をやってきたた

めに、今回からこういう事例が出てきた場合にはやはり救済されないおそれというんか、救済されないようになったので、改めてそういう人も同じように救済をするようになったんだと、こういう理解でいいんですかね。ちょっとわかりやすく説明をよろしくお願いします。

議長（奥和田好吉君） 橘人事課長。

市長公室次長兼人事課長（橘 正三君） 済みません。今まで解釈としまして、本庁以外の方もすべて議会議員その他の非常勤職員の公務災害補償等に関する条例が適用されるというふうにならずと判断してきたわけなんです。これはもううちの市ばかりじゃなしに、どこの市もそうなんですけども、ところがこれが厳格に労働基準法を運用すれば労働者災害補償保険法の適用になるということになりましたんで、そうなった場合、本庁以外の例えば水道なんかにおられる嘱託さんですね、あるいは本庁以外の場所の嘱託さんとアルバイトさんにつきましては、本市の見舞金条例が適用されないということになりましたんで、今回その方も含める形に改正したものでございます。

以上でございます。

議長（奥和田好吉君） 小山君。

3番（小山広明君） だから、私が理解したそのとおりでいいのかどうかだけでいいですよ。もう一回言い直すと、否定されたのか。そういうことなんじゃないですか。私の理解でいいんですか。議長（奥和田好吉君） 橘君。

市長公室次長兼人事課長（橘 正三君） 先生のおっしゃるとおりでございます。ただ、運用でしていたということじゃなしに、解釈してそうされていたということでございます。

議長（奥和田好吉君） ほかにありませんか。——和気君。

19番（和気 豊君） 労災適用を従来やっていなかった常勤以外の職員さん——職員さんと言うたらおかしいけれど、アルバイトとか臨時職員さんにこれを適用すると。このことによってどの程度の——今度は労災保険掛けないけませんわね。労災保険を掛けないけませんね。これは本人の持ち出しゼロです。全部雇用者の責任で掛けなければならない保険だというふう思うんですが、今

何人が対象になって、どれぐらいの年間財源が新たに要するのか、そういう措置は、今回の補正の中でこれは執行はいつですかね。公布の日となっているんですが、執行はいつからで、そのための財源保障は予算の中で裏づけられているのかどうか、その点お示しをいただきたい。

議長（奥和田好吉君） 橋人事課長。

市長公室次長兼人事課長（橋 正三君） 予算等につきましては、もう当初からっております。ちょっとこれ、今説明申し上げましたように、厳格になにされるといって、もう既にされてまいりましたので、今回改正させていただくという形でございます。ちょっと改正の方が少しおくれる形でございます。

以上です。

議長（奥和田好吉君） 和気君。

19番（和気 豊君） そんなことやったら、何か公布の日からということやから、もう既にやってるんやったら、もうちょっとこの条例は公布の日から発効する、施行するというような書き方は、ちょっとおかしいと違う。そんなん使い分けるやんか。ちょっとこれは扱いおかしいで。もう既に事実上労災保険掛けてるということならば、それじゃ、さかのぼって8月は何ぼ、何かありますな、天引きして逆に払ってますがな、保険料なんかは。厚生年金とかそういうのを払ってますがな。費用外——何て言うんやな、ありますやん。費用外……収支……わからへん。お金、現金を本人にかわって徴収して、そしてそれをそれぞれの保険機関なんかにかわって払ってる分がありますやん。そういう取り扱いにしてるわけでしょう。そういう取り扱いにしてるんか、だれからも引けへんけれども、それは別途ちゃんと確保して、ちゃんと機関へ市がかわって納めてるわけでしょう。

議長（奥和田好吉君） 橋人事課長。

市長公室次長兼人事課長（橋 正三君） 今回の見舞金条例の適用に関しましては、これはあくまで市単独の見舞金条例でございますので、負担金等は関係なく、もし公務事故が起これば市がそれを補償するというものでございます。

以上でございます。

議長（奥和田好吉君） 和気君。

19番（和気 豊君） いやいや、ちょっと先ほどの提案は——済みません、もうほんとにわかりにくくて申しわけないんだけど、労災適用をするんでしょう、今回は。今までしていた人に今度は条例一本にしていくと、見舞金条例一本にしていくと、こういうことなんですか。逆にとってたんです、私。

議長（奥和田好吉君） 橋人事課長。

市長公室次長兼人事課長（橋 正三君） えらい説明が不明確で申しわけございません。

要するに、出先のアルバイトさんにつきましては労災保険で補償されます。現在、正職員につきましては地方公務員共済災害補償法で補償され、その上に泉南市の災害見舞金が支給されると。それと、本庁の方につきましては、議員さんも含めてですけども、議会の議員その他非常勤職員の公務災害補償に関する条例が適用されまして、その上に泉南市の公務員災害見舞金条例が適用されると。

今まで、外の方につきましては労災保険が適用されました。それによりまして泉南市職員災害見舞金条例が適用されないということになりますので、今回からそれを適用する形にして、外の方も内の方も、外のアルバイト、嘱託さんにつきましては労災保険と泉南市の公務災害見舞金条例が適用されると、二本立てで適用されるという形になるということでございます。

議長（奥和田好吉君） ほかにありませんか。——真砂君。

5番（真砂 満君） 今の最後の説明でやっとわかりましたわ。整理されて言われたから、やっとわかりました。

ただ、もう1つわからないのは、ここに書かれている非常勤の調査員及び非常勤嘱託ですね。それとその他の非常勤の職員ということなんですよ。うちの場合、前の一般質問のときも非常にややこしい雇用体系をとっておられますので、具体的にどこまでの範囲がこの適用になるんですか。アルバイト職員までですか。

議長（奥和田好吉君） 橋人事課長。

市長公室次長兼人事課長（橋 正三君） 議会議員その他の非常勤職員の公務災害補償等に関する

条例の中で適用を受けますのが、議会の議員さん、それと委員会の非常勤の委員、非常勤の監査委員さん、それと審査委員、審議会及び調査会等の委員、その他構成員、そして非常勤調査員及び嘱託、その他非常勤の職員という形になってます。その中で除かれる者として、その中に労働者災害補償保険法の適用を受ける者という形のものがあるわけなんです。ですので、庁舎以外のところで働いておられる嘱託、アルバイトの方は、労災保険の適用になります。そのほかの方につきましては、議会議員その他の非常勤職員の公務災害補償に関する条例の適用になるということでございます。

以上でございます。

議長（奥和田好吉君） 真砂君。

5番（真砂 満君） 条文そのまま読んでもらって、条文の説明してもらわんじゃなくて、もっと具体的にわかるように言うていただけませんか。何か僕も言われたやつ、さっきその条文見たなと思って今もう一度読み直そうと思ったんですけど、ちょっと間に合いませんでした。それで、今課長おっしゃられたのは、条文に書かれてる内容ですよ。それでは理解できないからもう少しわかるように説明していただけないかという質問なんで、もう少し易しくお願いします。

議長（奥和田好吉君） 橘人事課長。

市長公室次長兼人事課長（橘 正三君） 申しわけございません。庁舎外でございますんで、例えば当然本庁舎以外の図書館あるいは体育館、水道庁舎、そこに勤めておられます嘱託、アルバイトの方につきましては、労災が適用になるということでございます。その方に見舞金を適用するために改正するということでございます。

以上でございます。

議長（奥和田好吉君） ほかにありませんか。——島原君。

16番（島原正嗣君） 大体わかりますけども、まだわからんところがあるんですがね。これはあくまでも災害に関する見舞金だと思うんですが、災害といいますが、例えば自動車事故とか地震とかいろいろあると思うんですが、例えば自動車事故に遭った場合と、自分がその原告というんですか、原因でその事故を起こした場合、自分もけがをし

たと、こういう場合は労働災害適用云々の解釈だけではちょっとわからないんですけども、もう少し突っ込んだ、どうであれけがしたらちゃんと見舞金出しますというふうなことをおっしゃってるんですけども、そこらあたりの判断はどのようにするのかですね。

それと、今までは本庁中心のそういう見舞金だったけれども、ほかのところに勤務しても出ると、こういうことですが、例えば議員の場合、我が身に降りかかる問題ですけども、例えば僕がコロッといったと、事故で。そういう場合は議員もこの適用になるという答弁をいただいたんですが、そういう認識でよろしいんか。この表現だけでは、非常勤とか何とかかんとかという表現だけで議員というような形のは表現は入ってませんが、そういうことなのかですね。

それと、もう1つ、例えば議会を開くという議員が本庁に来ると。同じコースを通過して来ればいいんだけど、これは一般的な形でいろいろ議論されてるんですが、通常の市役所に登庁する——もうそろそろ死ぬ時期が来てますから聞いてますけども、帰りの場合はいいけれども来る場合はだめだとか、いろいろ解釈があるようですけども、ここらあたりはどうなってるんですか、ちょっと教えてください。

議長（奥和田好吉君） 橘人事課長。

市長公室次長兼人事課長（橘 正三君） あくまで公務上の事故ということでございますんで、当然公務災害の認定委員会というんですかね、そういうものがありまして、それで判定されます。ただ、これは通勤途上につきましても当然公務でございますんで、通常の通勤途上で起こる分につきましても当然該当するという形でございます。余り帰りしなに、通勤途上に余り逸脱したような形でということであれば、やはり公務上とは認められない場合はあるようでございますけども、通常考えられる通勤途上であれば対象になるということでございます。

以上でございます。

議長（奥和田好吉君） 島原君。

16番（島原正嗣君） ちょっと笑って解釈してるようですけども、これ一番大事なことですな。

例えば私なら私が、あしたまで本会議の日程あるんですが、きょう終わればきょうでしまいになるんですが、市民からいろいろ言われて、市役所から中間的などこか岡田の——あれ岡田やけど、男里でうろうろしちゃあったぞということになって、それはうろうろしたんでなくて、一般的にはうろうろと見えるけども、僕は仕事を頼まれてその返事に男里に行ったと、そしてそこで事故が起きたと、こういう場合はこらどんなんでっか。

例えばきょうの日にちは12時まででしょう、夜中の。それ過ぎたらだめというのか、1時間や2時間空間があっても、そういう途中に寄ってということについてはどうですか。これは対象になるのか、ならないんですか。

別に冗談紛れに言うとなんでなしに、やっぱりそういうことがありますよ。ある意味ではお互い用事を頼まれて、ずっと家へ帰れん場合もあるし、中間的に寄ってその返事をちゃんとせないかんという場合もありますからね。それを聞いてるんです。

議長（奥和田好吉君） 蜷川助役。

助役（蜷川善夫君） 少し私の経験から申し上げたいと思いますけれども、通勤経路からの逸脱というのは非常に難しい問題でございます。職員が通勤経路を逸脱した。特に例えば帰りに少し買い物をして帰ったとか、あるいは喫茶店に寄ったとか、そういうケースでも認められるケース、認められないケース、多々ございます。

議員さんの場合には、それが通常の職務と見なされるということであれば、多分通勤経路であるというふうに見なされるかもしれませんが、非常に複雑で、特に公務災害の認定のケースの事例研究に多々上ってくるような複雑な問題がございますんで、この場で一概に今議員おっしゃったようなケースが該当するか該当しないかというのは、お答えするのがなかなか難しい問題でございます。個々具体的にありましたら、その段階でまたしかるべき官庁にも照会してお答えをいたしたいと思えます。よろしくをお願いします。

議長（奥和田好吉君） ほかにありませんか。——以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。——

—討論なしと認めます。

これより議案第8号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（奥和田好吉君） 御異議なしと認めます。

よって議案第8号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第6、議案第9号 泉南市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（奥和田好吉君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。蜷川助役。

助役（蜷川善夫君） ただいま上程されました議案第9号、泉南市市税賦課条例の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げます。

議案書の47ページをお願いいたします。

提案の理由でございますが、証券市場等の活性化対策の1つとして、地方税法等の一部を改正する法律が平成13年10月1日から施行され、個人市民税につきまして長期所有の上場株式等の譲渡所得につきまして特別控除を行う特例措置が創設されたことに伴い、本市関係条例におきましても所要の措置を講じる必要から本条例を提案するものでございます。

提案の内容につきまして御説明を申し上げます。議案書49ページ、それからお手元に配付いたしております当該条例改正の概要資料にも記載しておりますので、適宜御参照いただきたいと思います。

個人市民税につきまして、所得割の納税義務者が平成13年10月1日から平成15年3月31日までの特定期間内に、所有期間が1年を超える上場株式等の譲渡をした場合においては、当該上場株式等に係る譲渡所得の金額から100万円、当該譲渡所得の金額が100万円に満たない場合にはその金額を控除するものでございます。なお、特例措置の創設に伴いまして、当該条例の条項等、項ずれの修正もあわせて行っております。

以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（奥和田好吉君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。———和気君。

19番（和気 豊君） これは13年度後半からの適用だというふうに思うんですが、既に13年度については申告が終わっておりますから、いわゆる課税客体の状況というのはもう既に把握されているというふうに思います。何人ぐらいが対象者になって、これによって泉南市に入るべき税源がどの程度になるのか。そして、これに対する——国が一方的に法改正してるわけですから、その辺の税源補てんですね、これは明確にあるのかどうか。なければ、このことによって市長自身、市長会等でどういうふうに物を言われてるのか、その点もお示しをいただきたいと。

副議長（谷 外嗣君） 池上課税課長。

総務部課税課長（池上安夫君） 申告の関係で御質問がございました。まず、公布年月日が10月1日からということで、こういう市民税の場合、前年の1月1日から12月31日までのいわゆる譲渡益の所得に対して、次年度に2月の分で申告をするわけですね。ですから、ことしの10月1日からですので、対象期間は14年度につきましては10、11、12とこの3カ月間の分になります。したがって、これ何人の方が対象になってもうけておられるかというのはまだわからないわけですね。

ちなみに前年度、13年度の該当事例といたしましては———ということは、12年の1月1日から12年の12月31日までの間ということですね。これでちなみにこの条例改正が適用された場合と仮定した場合ですね。これはまだ法律がなかったわけですからあくまで仮定の話ですけども、13年度申告の分で仮定した場合、4件ございました。条例改正後の市民税の減額額は18万円ということになります。ただ、これはことしの分の仮定の分ですので、御質問の内容につきましては、件数、中身、額等につきましてはまだ推定できないということで御理解をいただきたいと思います。

以上です。

副議長（谷 外嗣君） 和気君。

19番（和気 豊君） 済みません。もうほんとにたびたび失礼いたしました。今のことでよくわかりました。これからの問題ですよ。これからの売買による収入益と、こういうことになるわけですね。税源補てんの問題についてはどうなんですか。これはこれから先の問題ですが、何かこの改正の附則等でこういうものはうたわれてるんでしょうか。

副議長（谷 外嗣君） 谷総務部長。

総務部長（谷 純一君） この制度はことしの10月から適用になりまして、そして申告で数字が上がってくるということなんでございますけれども、具体的にこの減額というんですか、100万円の控除がされるということの減収分についてどうするかというのは、この条例の中では、附則の中ではそういったうたい方はされておりません。ただ、もしそれが反映されるということになりましたら、多分交付税の中に収入額が計算されます。そのときにその分が要するに収入額として反映されてくるかと、このように考えております。

副議長（谷 外嗣君） 和気君。

19番（和気 豊君） ちょっとよう聞いてくださいよ。条例の中にこんなもんうたいますかいな。国が法改正したんやから、国の方の法改正の附則事項の中で税源補償はうたわれてるんですかと、ただし書きなり附則のことの中でうたわれてるんですかというふうに聞いたんです。そんな条例の中に何でうたいますの。税源を補償してもらわなあかんのは、国から補償してもらわなあかんねから、国の方の中でうたうべきもんでしょう。よう聞いてくださいよ。

副議長（谷 外嗣君） 谷総務部長。

総務部長（谷 純一君） 国の法律の改正ですね、その中にはそういった具体的に補てん策というのほうはうたわれておりません。ただ、先ほど申しましたように、補てんはどういうふうにするかということにつきましては、交付税の方、要するに我々が交付税を積算するときに、収入額の中でそれが積算というんですか、減収がどれぐらいになるかわかりませんが、その中に反映されるのではないかと、こういうことでございます。

副議長（谷 外嗣君） ほかに。——以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

これより議案第9号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

副議長（谷 外嗣君） 御異議なしと認めます。よって議案第9号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第8、議案第12号 平成13年度大阪府泉南市新家宮財産区会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

副議長（谷 外嗣君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。蜷川助役。

助役（蜷川善夫君） ただいま上程されました議案第12号、平成13年度大阪府泉南市新家宮財産区会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

議案書77ページをお開き願います。

内容といたしましては、当初予算におきまして歳入として預金利子2,000円を計上し、1,282万7,000円の予算編成を行い、歳入歳出予算を定めましたが、平成13年度におきまして集会所整備事業費補助金——新家宮集会所改修工事に係る補助金でございますが——として全額執行するため、新家宮財産区会計が消滅することに伴い、歳入予算において当初見込額より増加した預金利子4,000円を歳入歳出の総額にそれぞれ追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ1,283万1,000円とするものでございます。

歳入歳出の明細につきましては、81ページから82ページに記載のとおりでございます。

以上、簡単でございますが、本議案の説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（奥和田好吉君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。——質疑なしと認めま

す。

討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

これより議案第12号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（奥和田好吉君） 御異議なしと認めます。よって議案第12号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第9、議案第10号 平成13年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（奥和田好吉君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。蜷川助役。

助役（蜷川善夫君） ただいま上程されました議案第10号、平成13年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第4号）につきまして御説明申し上げます。

平成13年度大阪府泉南市一般会計予算に変更を加える必要が生じたため、地方自治法第218条第1項の規定により補正予算を調製し、同法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるところでございます。

補正の内容でございますが、議案の51ページをお願いいたします。

歳入歳出にそれぞれ1億9,033万5,000円を追加し、歳入歳出の予算総額を200億2,735万円とするものでございます。

それでは、歳出の主なものにつきまして簡単に御説明申し上げます。恐れ入ります、議案書の60ページをお願いいたします。

徴収費の償還金利子及び割引料1,300万円でございます。これは、市税更正に伴いまして納税義務者に還付いたします過誤納還付金及び還付加算金が当初見込みよりふえましたため、その経費を補正するものでございます。

次に、同ページの若松湯改修事業費の工事請負費1,500万円でございますが、これは当浴場は

昭和46年開設以来30年経過し、老朽化が著しく、早急に屋根防水を初め排水管等の改修が必要となりましたため、その経費を補正するものでございます。

次に、61ページをお願いいたします。老人集会場費の委託料450万円でございますが、これは来年度に建設予定でございます仮称砂川老人集会場の設計に係る経費を補正するものでございます。

次に、同ページのその他社会福祉費の負担金補助及び交付金1,483万1,000円でございますが、これは宮集会所の増改築に当たりまして、新家宮財産区繰入金及びその他集会所に係ります集会所等の整備事業費補助金交付要綱に基づきます補助金でもちまして宮区に助成いたします経費を補正するものでございます。

次に、63ページをお願いいたします。交通安全対策費の負担金補助及び交付金のうち、コミュニティバス運行事業補助金450万円でございますが、これは来年2月実施を目指しております市内公共施設等を結びますコミュニティバス運行に係ります経費を補正するものでございます。

次に、64ページをお願いいたします。学校施設整備費の備品購入費1,215万円でございますが、これは先般の池田小学校事件を教訓に、速やかに緊急時の対応が図れますよう、市内11小学校にセキュリティーシステムを整備する経費を補正するものでございます。

次に、同ページの返還金の償還金利子及び割引料1億890万1,000円でございますが、これは平成12年度の生活保護費等国庫負担金の額が確定したことに伴います返還金を補正するものでございます。

また、歳入の明細につきましては、57ページから58ページに記載のとおりでございます。

以上、甚だ簡単でございますが、説明とさせていただきます。御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（奥和田好吉君） これより質疑を行います。質疑はありますか。（南 良徳君「議長、議事進行」と呼ぶ）南君。

14番（南 良徳君） 提案のときに差しかえと

いうことでいただいているんですが、金額が変わっていないんじゃないかなと。精査していただきたいと思っておりますので、休憩を求めます。

議長（奥和田好吉君） 内容的にちょっと言っていただけますか。南君。

14番（南 良徳君） 多分、修正の中で財産区の浅草の分が修正になったんですね。ページ数でいいますと58ページの浅草共有山財産区繰入金で修正で、新しい分では減ってるわけですね。その減った分が合計金額に反映されていない。だから、頭の中で189万7,000円がトータルの中で修正されていないんじゃないかなと私は思っている、その辺を申し上げたんです。いいんですか。いいんですか。

議長（奥和田好吉君） 谷総務部長。

総務部長（谷 純一君） 今回の修正について御説明申し上げます。

まず、歳出のトータルは、今回変わっておりません。ですから、1億9,033万5,000円と、こうなっております。ただ、今回歳入が入れかえるというんですか、修正がございまして、財産区繰入金の方ではその浅草山の繰入金につきましては減額しております。そして、その分につきましては交付税の方でその分を同額を上積みしております、そしてそれでトータル1億9,033万5,000円と、こういうふうになっております。こういうふうに変更しておりますので、御了解のほどお願いしたいと思います。

議長（奥和田好吉君） よろしいでしょうか。

（南 良徳君「結構です」と呼ぶ）

ほかにありませんか。———真砂君。

5番（真砂 満君） それでは、何点が質問させていただきます。

まず最初に60ページです。若松湯の改修の件についてお伺いをさせていただきます。何点かありますので、また答弁がどうのこうの言うのはこちらも嫌ですので、整理して……。

まず1つ目は、これ改修が出てくるんで、この改修の計画の日程的なことが計画されておると思うんで、その日程的な計画はどういうふうになっておるのか、それがまず1点。

それと、改修の期間中ですよ。当然、ある程

度、この金額規模ですから、ちょっと中身はわからないので中身もお示しをいただきたいんですが、一定かなりの大規模だろうというふうに思われますんで、当然おふる屋さんは休まれるだろうというふうに思いますから、その間運営をどうされるのか。

それと、地域にはもう1つ寿湯があります。これをどうされるのかですね。もし統廃合の中でなくされるということになれば、跡地なんかの関係も出てこようかというふうに思いますので、そこらあたりの考え方はどうなのか。

それと、やはりおふるですから、市営住宅の中にあります。市営住宅はおふるがない棟がかなりあるわけですから、そのあたりの住民さんへの説明なりお知らせなり、御意見をどのような形でとられておるのか、そこらもお示しをいただきたいというふうに思います。

それと、過日の一般質問の中でも部長がしっかり答弁されておりますので、そのとおりで結構かというふうに思いますし、従前から私の方も質疑をさせていただいて答弁をいただいております。その再確認を改めてしておきたいというふうに思います。それが若松湯に関しての件であります。

それと、61ページの老人集会場の設計委託の件ですが、これは常任委員会の方でも質問させていただいております。名義がまだこのきょうの本会議の時点では変更できていないというふうにお伺いしているわけなんです、なぜこの変更ができてないときに慌ててされるのかですね。変更ができてから、例えば12月議会でもいいのじゃないのかなというふうに思われるんですが、あえてこの9月の議会で提案をされる意図は何なのか、お示しをいただきたいというふうに思います。

それと、63ページ、住宅管理の件なんです、修繕料として600万円計上されております。これは一般住宅と同和向け住宅、2つの市営住宅があるわけなんで、それぞれにどの分がどれだけの修繕費用を考えられておるのかですね。そこらを明らかにしていただきたいし、具体的にどのような修理をされるのか、お示しをいただきたいというふうに思います。

それとあわせて、その中身をちょっと聞い

てみないとわからないんですが、修繕と入居との関係が出てきます。さきの私の一般質問の中でも述べましたけれども、入居が随時という形で、いつ行われるか、住民側にとってはさっぱりわからんと。それであるならば、期間を定めて何月に何戸募集するというような形というのがやっぱり親切なやり方だろうというふうにも思いますから、そこらについての考え方もこの際お示しをいただきたい。

それと、あと2カ所あるんですが、1つは人権の関係でアルバイト賃金47万、もう1点教育委員会が何かでアルバイトが出てましたよね。事務局費ですか、アルバイト59万。このアルバイト賃金の中身ですね、お示しをいただきたい。これは何かの理由なのか、新たな事業展開なのか。

それとあわせて、欠けるからということだろうというふうに思いますが、内部的にその作業をどなかできるような努力することを考えられなかったのか、その点についてもあわせてお聞かせをいただきたいと思います。

議長（奥和田好吉君） 大浦人権推進部長。

人権推進部長（大浦敏紀君） ただいま上程いたしました補正予算について御説明をさせていただきますと思います。

まず、浴場の日程でございますが、補正予算が通り次第、来年3月、本年度の3月31日までに改修を実施いたしたいというふうに考えております。これにつきましては、真砂議員が申されましたように、現在同地域におきましては2つの浴場がございます。その浴場につきまして関係者並びに関係機関とただいま協議をいたしまして、激変緩和という意味において2つを1つにはどうかという泉南市におきます御提案をいたしまして、当然これにつきましては泉南市の市営浴場として2つを1つにまとめていきたいということで、前回成田議員にも説明いたしましたように、これにつきましては補助金等一千数百万円年間かかっておりますので、そういう意味においてただいま申し上げましたような形をつくりたいということで進んでいるというのが実態でございます。

そして、期間中の運営につきましては、当然改修につきましては2カ月ないし3カ月かかります

ので、その間につきましては、もう1つの浴場でございます寿湯において運営をしたいと。その間につきましては、今1週間に2度休館日を設けておりますが、これは全部休みをなくしてそのまま運営をいたしたいと、このように考え、定義をしているところでございます。

それで、寿湯を今後どのようにするのかということにつきましては、先ほど言いましたように、2つを1つにしていきたいということで市の考えを関係諸団体並びに関係者に説明をいたしまして、ほぼ了解を得たということで、これにつきまして補修をお願いするというところでございます。

それと、市営住宅におきまして、住宅の戸数といたしましては前畑住宅で280戸、宮本住宅で96戸ございます。それで、ふろの設置状況は、前畑住宅におきましては57%、宮本住宅におきましては50%の浴場設置率しか今はございません。それにつきましては、やはり寿湯が仮に閉鎖した場合には、その宮本団地から前畑団地までの距離等もありますので、これにつきましては、地区住民の方に御了解を得るべく説明会なりPRを今後していかなければならないという考えは十分に持っておりまして、これにつきましては、人推部といたしまして最大の努力をさせていただきたい、このように考えております。

以上でございます。

議長（奥和田好吉君） 大田健康福祉部長。
健康福祉部長兼福祉事務所長（大田 宏君） 私の方から、61ページの老人集会場費の委託料の件について御答弁申し上げます。

さきの厚生消防常任委員会の席上でこの登記の関係で委員の皆様方には大変御心配をおかけしたわけでございますが、この9月14日付をもって登記が完了いたしましたので、改めてこの場で御報告をさせていただきたいと思っております。

それと、なぜこのように急いだのかということでございますが、来年の3月から逆算をして、設計、それに設計にかかる前の地元との調整、いろいろ等考えますと、どうしても9月に補正を上げなければ3月までになかなか終わらないというような心配もございましたので、登記が議会上程までに完了するだろうという見込みの上で確かに上

げさしてもろたというのは、我々おわびせないかるところではございますが、それまでもしだめであっても、向こうとの、ほんみちとの契約まではこぎ着けるだろうというようなことで、我々もちょっと安易に考えておったところがあったわけでございますので、この場をお借りしましておわびをさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（奥和田好吉君） 山内下水道部長。
事業部長兼下水道部長（山内 洋君） 63ページの住宅管理費の需用費の補正要求について御答弁をさせていただきます。

600万円補正要求をさせていただいておるわけでございますが、この額については、市営の宮本住宅及び前畑住宅の空き家の改修に充てる費用でございます。予算要求の時点で両方合わせて11戸の空き家がございます。ことしについては当初予算の執行を行いまして、きのうでございますけれども、新たに入居していただいたわけでございますけれども、入居の適格者の中でもまだ抽せんに漏れた方という方がおりますので、今回の補正予算が通りましたら、工期の関係もございまして、11戸の改修を検討いたしまして、通常でしたら3カ月ぐらいの工期で完了するというところでございますので、遅くとも来年の年始めまでには新しく入居をしていただくということで事務を進めたいということでございます。

以上でございます。

議長（奥和田好吉君） 金田部長。
教育総務部長（金田峯一君） 御質問の中で64ページの教育総務費の事務局費、賃金でございます。アルバイト賃金59万9,000円でございますが、これにつきましては、まず1点目、これは新家小学校の校務員が入院いたしまして支障を来すことから、アルバイトで対応したということでございます。

それから、もう1点、幼稚園におきまして定年退職者が出まして、方針として職員の補充はしないということから進行してはございましたけれども、年度の末の段階におきまして園児に対する影響もある、あるいはこれは東小学校のことなんです、小学校と幼稚園と兼務ができないかというような

こととございました。しかしながら、やはり用務員は要するという判断から、嘱託を採用したいということになりました。その間ちょっとずれが生じまして、その間のアルバイトの賃金でございます。

議長（奥和田好吉君） 大浦人権推進部長。

人権推進部長（大浦敏紀君） 60ページの47万9,000円のアルバイト賃でございますが、これは人権推進部啓発課におきます職員の出産に伴う休暇を11月前後よりとられますので、それに伴うアルバイト賃ということで、アルバイトを1名雇用したいということで御提案するものでございます。

以上、よろしく願いいたします。以上です。

議長（奥和田好吉君） 真砂君。

5番（真砂 満君） まず最初に若松湯の関係ですが、常々部長の方が非常な御苦勞をいただいているというのはよく存じ上げておりますので、ぜひとも今の方針できちっと期日までに新年度に向けて貫徹をしていただきたいというふうに改めて申し上げておきたいというふうに思います。

それで、このふるの件ですが、やはり利用される住民さんとの合意といいますか、住民さんへの説明といいますか、この辺が非常に重要になってこようかというふうに思います。

ただ、あと細かな点をいいますと、御案内のとおり寿湯周辺ということになりますと、例えば駐車場とか駐輪場のスペースが非常に少ないというような面とか、そういった面もやはり出てこようかなというふうに思いますし、その辺がどないすんねんというような話にもなってこようかというふうに思うんですよ。そこら、何かいい方策があればなというふうには思ってますが、何らかの方法も含めて、説得も納得も含めてやっていただきたいというふうに思います。

それとあわせてよろしく願いしたいのは、あとは委員会や本会議の中で出てます委託先の問題、委託であるのか補助金であるのか、その辺の整理も当然並行してやられておるというふうに思うんですが、問題の1つは、そういった問題があるということの中でこの話が出てきてるというふうに考えておりますし、当然部長の方もそういったことがあるということと進められている。それだけ

にしんどいという思いもされているということなんでしょうが、その辺も決めた方針をひとつ最後までやっていただきたいというふうに思います。

それと、住宅の管理、よくわかりました。11戸分ですよ。ただ、それで二、三カ月改修に当然かかるでしょうし、そうなんでしょうが、要はあときのう入居決定されたということですけども、市営住宅の場合、特に同和住宅の場合、役所がいつ受け付けしてるのか、随時やってますからね、ようわからんというところがあるんですよ。

それでしたら募集期間をきちっと設けて、今回11戸だったら、今回の募集は11戸ですよと、いつからいつまで申し込んでください、11戸検討委員会なら検討委員会の中で検討させて、それで募集して入居さしますというような形をぜひともきちっとやっていただきたい。だれから見ても明らかに、だれから見てもわかるような形でしていただきたい。その中で検討委員会の検討を経て市役所が決定をするというような形づくりをぜひともしていただきたいというふうに思います。

でないと、そんな特例だとかへったくれやというのがなくなるんですよ。特例なんかないですよ。だってそうでしょう。検討委員会で検討したこと以外はないんですよ、かかった以上のもんも、以下のもんも。本件から離れますからそれぐらいにしときますけれども、そういった形を考えられるんかどうかですね。平成14年の1月以降ぐらいにこの募集もできそうだというようなお話ですから、そこらをきちっとしていただきたいというふうに思います。

それと、老人集会場はわかりました。済みませんでした。それでしたら結構です。

教育委員会のアルバイトの方もよくわかりました。その教育委員会のアルバイトの方は、当初の考え方が非常に甘いからそんなことになったんだらうというふうに思ってますから、もう少し真剣に——真剣にと言ったら非常に失礼な言葉ですが、よく考えて物事を判断していただいて検討していただきたいというふうに思います。

答弁のある分だけお願いします。

議長（奥和田好吉君） 山内事業部長。

事業部長兼下水道部長（山内 洋君） 市営住宅

の入居及び募集の手続の件でございますけども、今まで常時募集をやっておったものでございますから、積み上げ方式になっておるわけでございますね。1回申し込みを行って、それで抽せん当たらなかった場合、長い方なんかは2年以上も前の申し込みとかあるわけございまして、当然抽せんに漏れるという場合と、それから抽せんに当たってもその住宅は本人さんが適格でないという判断の場合もございまして、この積み上げ方式が果たしていいのかどうかということで我々考えておりました、当然最低でも年2回の募集はしなければいけないなど。

今まで待ってた方という部分も配慮しなければいけないし、それから住宅困窮度ですね、それも配慮しなければいけないし、そのバランスをどうとるかというか、難しい問題なんでございますけども、それといわゆる新しく公営住宅に入居する方、それから生活の事情といいますか、身体的な事情も含みますけども、4階から下の方におりる必要があるとかの住みかえが必要な方を優先するか、そこらのバランスもありますんで、これは我々だけの判断でいけない部分もあるんで、今までの状況で市同様に協議をしてきてたという部分がございます。

一概に全部私らがやるよというわけにもいかない部分もございまして、最低年2回ぐらいの募集で、できたら今まで申し込んでおられた方の整理を行って、きちっと公募という形、これはどういうふうな方法があるのか、これも検討しなければいけないですけども、公募して新しく入居していただく戸数は何戸ですと、そして申込者がこれだけおられますから抽せんになりますと、確率はこのぐらいですよという部分については、きちっとしていきたいというふうに思っております。

午後3時15分 休憩

午後3時54分 再開

議長（奥和田好吉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。質疑はありませんか。

———和気君。

19番（和気 豊君） 61ページの老人集会場、設計委託料であります。これについては砂川地区の皆さん、とりわけ高齢者の皆さんの10年来の願いがなかったと。のみならず山の手の新興団地、ここにまさに市が土地も確保し、そして建物も建てるという、初の公立の老人集会場を創設されると、こういうことで、従来なかなか土地の確保を条件にできなかった。今ここに収入役さんがおられますが、辻さんがおられますが、福祉課長のときにさんざんやり合った記憶があるんですが、そういう過程を経ながらほんとに財源等を考えますと難しい中で、こういうやり方が初めてお目見えしたと。これは非常に嬉しいことだというふうに思います。

そのことを前提に私は幾つか質問をしてみたいと思うんですが、市長御案内のように、砂川区は単独区では樽井に次いで2番目に大きな区だというふうに私は——一丘との関係、微妙なところだと思うんですが、非常に大きな区だと、こういうふうに思います。本来、ここには生涯施設として公民館等があっても不思議ではない、こういう地域だというふうに思うんですね。

新家と共用という格好にはなっているわけですけど、そういう点では1つはこの施設が公民館とはいきませんけれども、やはり皆さんに広く利用されるコミュニティセンター的な、そういう意味合いを、当然お年寄りが主ではありますが、やはり皆さんが大いに利用できるような施設として、そういうものをひとつ設計の中には、仕様書の中にはうたい上げていくと。

それから、お年寄りが私どもの地域でも大変多くなって、むしろ私は年齢は若い方なんですね、もう60になっておりますが。そういう非常に高齢化した地域なんですよ、市長御存じだと思うんですが。そういう点では、足の便とあわせてこういうお年寄りが憩える場というのは非常に必要なんです、そういう点ではバリアフリーの問題ですね。これをどういうふうに組み込んでいただけるのか。これからの施設というのは、市の障害者基本計画の中でもバリアフリーが1つの柱になっておりますから、そういうものがやっぱり盛り込まれなければならないんじゃないか。それから、

コミュニティセンター的な要素。

それから、多くを望むわけではありませんが、やはり将来を見越して、ほんとに高齢化してくるということで、これはどの地域でも求められていることなんです。パソコンのネットワークなんかのそういう問題もあるんですけど、やはりここで一定の住民サービスが受けられるような、そういうふうな方向づけも一定見越した、そういうふうな中身が必要なんではないかというふうに思います。人の問題等大変ですけれども、その辺はボランティアでもそういうものができれば、やろうという人は幾らもおられるというふうに思います。むしろ、老い防止のためにも喜んで御参加いただける方はたくさんおられると思いますので、そういうサービスのものもやれるような、そういうふうなことも組み込んでいく必要があるんじゃないかというふうに思いますが、その点設計に向けてどういうふうな配慮をなされようとしているのかお伺いをしたいなと、こういうふうに思います。

それから、若松湯の問題です。これは、補助のあり方、それから公平な費用負担のあり方と、こういうことかねがね問題になってきているところです。同和行政の終結との絡みで1つの方向づけを出されたら、こういうことについては了としたいと思うんですが、1つおふるがなくなるということで、現利用者にとってどうなのかと、こういうことについてはよくよく考えていただかなければならないと。

先ほど、話し合いをしていくんだということなんです。一度現利用者の実態調査ですね、これをやはりやっていただく必要があるんじゃないかと。1週間も番台の横におられれば、どういう方が御利用されているかというのは、同じ方が毎日御利用されているわけですから、そらもうすぐ把握できるというふうに思うんですね。その上で一定の見通しを持った上での交渉でない、どうしても財政難だからということで一方的に廃止を押しつけていくと、こういうやり方は非常にまずいんじゃないかというふうに思うんですね。

元気な方は当然御利用いただけますし、例えば場所によっては福祉センターのおふるの方が近い

人もおられますけれど、宮本団地や、それから中小路の方になりますと逆にそこは足遠くなると、こういうこともありますから、その辺よく利用者の——非常によく利用されているところでありますから、私この廃止についてはよくよく考える、同時にどうしても廃止に至る場合には足の保障等、具体的に考えてあげていく必要があるんじゃないかというふうに思います。

以上、2点に絞ってお答えをいただきたいというふうに思います。

議長（奥和田好吉君） 大田健康福祉部長。
健康福祉部長兼福祉事務所長（大田 宏君） 砂川老人集会場について御答弁を申し上げます。

まず、3点ほど御質問があったわけですが、広く利用されるコミュニティセンター的なものということでございますが、これにつきましてはあくまでも老人集会場ということでございますので、ただ地元とできる範囲の中での設計の中身というんですか、これは調整をさせていただきたいと思っております。

それと、バリアフリーの問題でございますが、これは我々といたしましてもできる限りバリアフリー化を図ってまいりたいと、このように考えております。

ただ、住民サービスが受けられる中身ということでございますが、これにつきましては、私どもの方があくまでも老人集会場ということでございますので、その辺につきましては、なかなかここで御答弁申し上げられるというようなものではないかと考えておりますので、よろしく御理解のほどお願い申し上げます。

議長（奥和田好吉君） 大浦人権推進部長。
人権推進部長（大浦敏紀君） 和気議員の御質問にお答えしてまいります。

60ページの若松湯改修事業費でございますが、この浴場につきましては昭和45年度に設置をされまして、同和对策事業として地域の健康衛生の向上に現在まで大きな役割を果たすとともに、住民相互の交流の場として地域の方々に利用され、親しまれてきております。

しかしながら、長年の施設の整備等の老朽化による、今も雨漏りや壁のタイルの落下等、腐食等

もありますので、この予算を計上さしていただきました。それで、議員御指摘の部分につきましては、当然市といたしまして法期限を迎える中、市長も申しましたように、激変緩和措置という形で進めてまいりたいということで、2浴場ございますが、何とか1つに統廃合をできないものかということで、関係諸団体並びに関係者とも協議を進めているという状況でございます。

これにつきましては、当初予算にも計上いたしておりますように、補助金として約1,200万円の運営補助という形で補助を出している状況でございます。それにつきましても見直しを実施していかなければならないという決意で今やっているところでございます。

現利用者につきましても、当然2浴場ございますが、1浴場は若松湯という場所、そして寿湯につきまして地域の中心部ということでございますが、その辺につきましても、現在の利用者につきまして御指摘の部分につきましては、当然我々としても調査をさしていただき、御意見等もお聞きする中で、適切に御了承なり御了解を得た上でその方向に向かって邁進してまいりたいと、このように考えておりますので、よろしく御配慮の方お願いいたします。

以上です。

議長（奥和田好吉君） 和気君。

19番（和気 豊君） ふろの問題については、そういう方向でよろしくをお願いをしたいというふうに思います。

それで、確かに老人集会場という1つの網がかぶっている以上、なかなかなんですけど、しかし将来的にはやっぱり人口的にも公民館が必要な地域でありますし、生涯教育の場、これはやっぱり公平に皆さんに保障していかないかというふうに思うんです。だけれども、なかなかそれは日程的には難しい問題だとすれば、ここにひとつ工夫を凝らして、やはり何らかの方策を講じていくというふうにする必要があるんじゃないか。ただ広い1つの広間だけと、こういうふうなことではなくて、いろいろと工夫を凝らせば、100何ぼですか、かなり広い建設面積にもなっているわけですから、そういう点で工夫を凝らせばいる

いる幅広い用途に利用できるんじゃないか。

私、別にこれコミュニティセンターと、それから市民サービスが提供できるような、別に特別な手当ては要らないんじゃないか。頑強な鉄骨づくりにこの部分はせえとか、そういうことでなくて、1つは部屋の確保とか、あるいはほんとにそういう部屋を1つ確保してあげるとか、あるいは子供たちとお年寄りがお年寄りが憩えるような、そういう場を確保するとか、それから子供たちとお年寄りが利用されるわけですから、バリアフリーの問題、段差解消、こういうものを条件としてするとか、こういうことが必要ではないかというふうに思うんです。

ちょっとした工夫で、せっかく設計するわけですから、将来の利用頻度なんかも考え、利用者の現在の実態を考えてやっていくということが——福祉バスはありますけれど、やはり遠くて当初から比べますと利用者の数は減ってきてるわけですよ。そういう点では、元氣な皆さんがみずから自主的にそこを利用して、いろいろ会合を開いたり、お互いの老いを語り合う、いやし合うと、こういうふうな場として大いに利用していただくと。同時に、一般の人たちも利用すると。そういう両面あわせて、ここは本当に地域から喜ばれるような施設にしていくと。当たり前のことだというふうに思うんです。将来できないんですから、そういう生涯教育の場が。そしたら、今のこの施設を有効に幅広く活用していくと、こういうあり方は当然設計の中に組み込むべきだというふうに思うんですが、この点はちょっと市長からもひとつ御答弁いただきたいなと思います。

議長（奥和田好吉君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 健康福祉部長がお答えしますと当然老人集会場と、こういうことでございます。もちろん、それは本来の目的でございますけれども、最近は高齢者の方々もいろんな使われ方をする場合がございます。また、将来的にもいろんな形での利用ということも考えられるというふうに思いますので、これらについては従前の老人集会場的なものはもちろんでございますけれども、幸い敷地も交換のたびにだんだんふえてきておまして広がってきておりますので、そういうあ

たりでうまく地域の皆さんのいろんな御意見を聞く中で設計の中に盛り込めて、しかも全体としては老人集会場という位置づけができるという、知恵の出し方だというふうに思いますので、そのあたりについては、十分これからの時代を先取りするといえますか、できるだけそれに耐えるような施設にできればというふうには思っておりますので、また地域の皆さんの御意見なりさまざま、我々も将来その展望も含めて組み込める点があれば組み込んでいけるようにしてまいりたいというふうに思います。

議長（奥和田好吉君） 和気君。

19番（和気 豊君） よろしくお願いをしたいと思います。

それと、これが山の手の方では初のまさに土地、建物両方が市が持って建てられた、創設されたという初めてのケースですので、こういういい例は、まだ山の手ではそういう対象区がたくさんあると思いますので、ひとつ開発者協力寄附金も1億を超えているということで、その辺の有効活用を、これは目的がちゃんとしてるわけですから、ちゃんと集会所建設、50戸以上は業者の負担と。その見合わないミニ開発の場合にはお金でいただいていると。これは目的がはっきりしてるわけですから、それを有効に活用していただいて、こういういい例は他の地域にも範を垂れていくと、こういうことをお願いをしておきたい。これは要望にかえさしていただきます。

以上です。

議長（奥和田好吉君） ほかにありませんか。——成田君。

18番（成田政彦君） 63ページの交通安全対策費、負担金補助及び交付金のコミュニティバス運行事業補助金について、そんなにたくさんはお伺いしませんが、若干お伺いしたいと思います。

市からいただいた資料によりますと、1日4便となつとるんですけど、これは本来バスが走り出したら利用客がふえるということになると、市役所に9時に来て、次は2時間待たなければならぬと。高齢者とか障害者の方、2時間も待ってまたよそへ行かないかというのを考えると、4便というのはどういう理由でこの4便になさったの

か。岬とか——4便というのは実施しとる市町村でもかなり少ないんですけど、住民の利便から考えたら、少なくとも1時間に1本ぐらいいは、私は必要ではないかと思うんです。その点はどのように考えられとるのか、お伺いしたい。

それから、これから営業するバス会社、バスの業者を決めるんですけど、岬町なんかは必ずしも既存の路線を走つとるバス会社じゃなく、非常に効率的で営業努力して安全に走る、営業努力するそういうバス会社をやったということをお願いとるんですけど、そういう点で私自身の問題で考えると、一丘団地路線、それから鳴滝線、これはバス会社の一方的、営業的、赤字だという理由で廃止されました。

そういう点で、入札方法にして、1社に限らず積極的にこういうミニバスを運営しとる、そういう会社も多数入札させるのかどうか、その点をお伺いしたいと思います。

3つ目は、済生会病院、この便はどのように足の便を確保されとるのか、お伺いしたいと思います。

以上です。

議長（奥和田好吉君） 藤岡市民生活部長。

市民生活部長（藤岡芳夫君） 答弁を申し上げます。

今回考えておりますバスの運行につきましては1日4便ということで、午前の8時半から5時半まで、これを4便というふうに考えております。御指摘の市役所の方に用事でお見えになったという住民さんについて、確かにこの4便という関係でいきますと、やはり議員が御指摘のようにそのような長時間というふうなことになるかもわかりません。

ただ、我々考えておりますのは、現在走ってますバスの路線を基本として考えてますので、結構樽井から砂川駅、いわゆるあいびあも含め、市役所も含め、この辺の便数が多くなると思います。ただ、その帰られる方向によっては、議員のおっしゃいますように長い時間待ってもらわないかなというようなこともあるかもわかりませんが、この線につきましては基本的に多く走るというふうに考えてございます。今後も検討を加えて

まいるということで、この辺ももっとも便利にならないかということも考えてまいりたいと思います。

それから、バスの業者さんなんですけども、営業努力をする会社がどうかというふうな御意見だったと思います。これにつきましても現在走っている路線のこれの関係も当然調整するというふうな必要も考えてますので、この辺を調整しつつ考えてまいりたいと、このように思っております。

それから、済生会病院の件でございますけれども、これは6月議会でも答弁申し上げましたけれども、樽井駅の方まで済生会病院がバスを出すようなことを聞いております。つきましては、その時間帯を考えて連結を考えてまいりたいと、このように考えてる次第でございます。

議長（奥和田好吉君） 成田君。

18番（成田政彦君） さっきのバス路線の問題なんですけど、今砂川駅と樽井はシャトル線ということで南海バスが走ってるんですけど、やはりこのバスが運行したら、新家の八幡山、あっちの方とか、砂川の上とか一丘とか、そういうところはやはり——南海バスと重なるところは、そら便利か知りませんが、そういう山の手の奥の方の人でしたら、市役所へ来てバスを確実に2時間は待たなきゃならないのが現実だと私は思うんです。

ミニバス、これは我々の調査によりますと、便利で信頼できる、そういう路線で——だから1時間に1本必ず来て、必ず帰られるという、こういう便利で信頼できるバス路線を全国的に東京も含めてやっとなるんですけど、そういうふうに1日に4本では、高齢者とか障害者、それから母子の方、やっぱりちょっと私は不便だと思うんです。

それと、もう一つ、これあれでしょう、この予算によりますと、使用車両については市がバスを買ってやるんでしょう。これ、リースですか。その点もちょっと聞きたいんですけどね。だから、ほんとに便利で利用しやすい、そういうことを、2月に開通するというんですけど、今後そういうふうに本数をふやすということが私は必要だと思います。

それから、済生会病院の話なんですけど、これはちょっと話が違うんと違うかなと思ってね。平

成12年9月26日の覚書によりますと、甲は最寄りの駅からのアクセスの確保に努めて努力すると。甲というのは泉南市のことを言ってますので、これあなたの言うことと、済生会とその最寄りの駅のアクセスは市がするというふうに、市の責任というこの覚書も出とるんですわ。だから、あなた済生会がやるなんてこと何にも、市は自分とかがやると。覚書ね、あんた読んどる。平成12年9月26日のこの覚書には、甲は最寄りの駅からのアクセスの確保について努力すると。これは市がやるんですよ。済生会がやるなんて何も、市は私とかが確保しますというこの約束の文書を書いとるんです。

そうなると、今ちょっと部長の話は全く逆なことを言うと思うんで、その点はちょっと、済生会のこれ、覚書ありますから、こんなおかしいということになりまっせ。市がやると言ってるのに、この覚書は市が責任を持つということをやってますからね。これはちょっとこの覚書がインチキなのかな、全く。市と済生会の覚書やから。ちょっとその点明確にさせていただきたい。

それから、路線上の問題であそこの岡田の府営住宅、島原さんでまずいと思うんですけど、岡田の府営住宅の方ね、あれ橋の手前までバス来るんですわ。しかし、府営住宅の中に入っていないんですわ。あそこまで府営住宅の人が、高齢者は大変だと僕は思うんです。少なくとも府営住宅の中までバスを出すということは、僕は必要ではないかと思うんです。

それから、この福祉バスのEというところ。A、B、C、Dまでやるけど、E路線は別所、楠畑、この方面はなくなる、E路線は今度消えるような、何か市の現在運行中の福祉バスのAからDの4コースを基本というから、何かEコースはこれ切り捨てられるのかというちょっと感触もありますので、全部くまなく走るんだと、そういうことなのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

議長（奥和田好吉君） 蜷川助役。

助役（蜷川善夫君） 御質問のうちのアクセスの問題につきまして、私の方からお答え申し上げたいと思います。

アクセスの問題につきましては2つございまし

て、1つはバスによるアクセスもございませし、1つは樽井駅から現場まで徒歩によるアクセスもございませ。徒歩によるアクセスの問題につきましては、りんくうタウンへの企業誘致の上でも非常に重要なポイントになっておりますので、この点については我々としても努力をしたいということで、現在調査費をいただいております、調査をしておるところでございます。

もう1つのバスの問題につきましては、事業者の方で責任を持っていただきたいということで、済生会の方で最寄りの駅まではバスを運行していただくようお願いをしてるところでございます。議長（奥和田好吉君） 藤岡市民生活部長。市民生活部長（藤岡芳夫君） 大規模団地の件でございます。

これにつきましては現在考えてますけれども、ただバスの種類ですね、これが確定した時点でその大規模団地の方にも進入することが可能なのかなのか。進入するというよりも、回転することが可能なのかというのが重要な問題だと聞いてますので、この辺で検討してまいりたいと。

それで、議員先ほどもおっしゃってましたけど、吉見の方の府管住宅の件につきましても大規模団地と同様に考えております。

それから、便利で信頼のできる路線ということで、現在そのような路線を考えてるような次第ですが、今後とも所管の委員会の方にも随時御報告なり、御意見をちょうだいする必要はあるというふうに考えております。ついては、この辺につきまして基本的な線が、自分たちの素案ができましたら所管の方に報告申し上げたいと、このように考えております。

それから、バス車両ですか、市が購入するのかわという件につきましては、これは市が購入するわけではございません。事業者の方が購入をするという内容ですが、ただそれら購入費の経費は事業者の方で当然分担しますので、その経費もすべて計算をしまして、収入分があった場合はその収入分との差し引きした補てんを泉南市の方がやるというふうに考えております。

それからE路線、これが切り捨てになるのかどうかということなんです。これは我々考えており

ますのは、現在運行しております福祉バスのA、B、C、Dの4コースを基本に考えております。議員がおっしゃいますEコースにつきましては、バスの進入ができないということで、従来どおりあいびあ泉南の方から従来の方法で当面はやってもらってはどうかということで現在は考えております。

ただ、何しろ泉南市にとって初めてですので、2月1日を目標として考えてるわけなんですけれども、1年ぐらいは試行運転をし、その間御意見とか御指摘あった場合は、そういうふうな不都合があった場合はこれを検討してまいりたいと、このようにも考えておりますので、どうかよろしくお願いを申し上げます。

議長（奥和田好吉君） 成田君。

18番（成田政彦君） 増便の問題はちょっとはつきりしないんですが、市長にちょっとお伺いしたいんですけど、この覚書の中で済生会泉南病院のりんくうタウンに移転のやりとりなんですけど、第3条の第3番、甲は最寄りの駅からのアクセスの確保については努力するというので、これは市がやるようなことを書いてあるんですけど、さっき助役さんの答弁も極めてあいまいな答弁ですので、市長にずばりこのことは、さっきの部長の話もちょっと答弁があいまいなんですけど、これは市は済生会と、最寄りの駅までは済生会がマイクロバスじゃなくて市が責任を持つという、こういうことなんですか。ちょっとそれはつきり整理してほしいんですわ。覚書は間違っるとということなのか、この覚書についてちょっとその点市長、この最寄りの駅からアクセスの確保、この確保ということはどういうことを意味するのか。泉南市長向井通彦と書いてあるから、文書を僕は読んだだけです。その点ちょっと。

議長（奥和田好吉君） 向井市長。

市長（向井通彦君） それは、先ほど助役がお答え申し上げましたように、もともとあの樽井駅とりんくうタウン駅を結ぶ道路ですね。当面は歩行者道路になるかと思いますが、それをできるだけ早く整備をするということで、駅とそこでしたら済生会と、今やったらかなり遠回りになりますので、駅舎の部分も含めて、できるだけ近い距離

で駅からのアクセスを確保すると、そういう意味でございまして、バスという意味ではございませんので、御理解いただきたいと思います。

議長（奥和田好吉君） ほかにありませんか。——大森君。

4番（大森和夫君） 1つは、南ルートの件に関してお聞きしたいんですけども、前の調査に引き続いて、これを量から質に転換するということがあったんですけども、この空港周辺調査のまず地域ですよ。地域がここに書いてありますように泉州9市4町、それから紀北の2市6町ということで広範囲にわたる調査であるということで、各そこからの代表の方も出ておられるんですけども、こういう広域の調査の中で泉南市だけが50万円出すと。内訳は国が2,000万ですかね、そして大阪府が100万、それから和歌山県が100万、和歌山市が50万、関空会社が100万ということで、泉南市も50万出し、助役もこの会に出ておられるということなんですけども、こういう調査対象地域からいえば、特別泉南市だけお金を出すとか、人材を出すとか、そういうことは必要ではないのではないかと。

今の市の財政難の状況とか考えますと、例えばワールドカップのああいいうワールドキャンプ地のやつでも認定返上しましたよね。あのときも30万という予算がやはりもったいないということでやめたように、この時期に50万という予算が非常に大変もったいない。それから、助役という人材まで出す必要があるのか。これはほんとに調査対象地域がこんだけ広いですからね、特別泉南市だけ出す必要がないと思います。

それから、この研究の年次ですよ。これが平成32年以降の、2020年以降の超長期的な、長期の上にもう1つ超がつく、こういう長期的な調査なんですけども、こういうもんが実際必要なのか。今まで2,300万もかけて南ルートの調査をしてきた上に、時間も置かずにもたこれをやるというのはもったいないし、こんな超長期的なことよりも、調査しなければならぬような内容がほかにもたくさんあるのではないかと思います。

もう1つ、このネットワークに関する調査を受けた内容をきっちり市が受けとめてるかというそ

の内容的な問題があると思うんです。例えば、28ページに書いてますけども、リスク評価から周辺地域における交通ネットワークの整備のあり方のまとめの欄でいいますと、ライフラインは安全性が高いが、途絶したときの影響が大きいということで、ここにきっちり書いてますように、ライフラインは安全性が高いと明記されてるわけです。ここは市の方が必ず言うのは、ライフラインの安全性が不安定であると。こういう矛盾をきっちり整理してから例えば次の調査に入るならいいんですけども、こういうことが整理されてないまま入ってくると。

それから、市の方が何度もおっしゃるリダンダンシーの問題ですけど、代替施設も市の方は天候によるもんがあって不安定である、そやから南ルートが必要だというふうに議論を展開されてますけども、ここで言うてるリダンダンシー、必要な場合というのは、多分ライフラインが途切れるような——震災がありましたよね。神戸、淡路の大震災がありましたけども、あれ以上の大きな震災なりが起きた場合の代替施設として必要な場合があると、必要なことがあるかもしれませんというふうな書き方なんです。ですから、市がおっしゃってるような天候による代替施設が必要というようなことはここには出てきてないんです。そういうことをちょっと整理してから次の調査に入っていただかないと、やっぱり50万という予算がもったいない、死んでしまうと思うんです。その辺をきっちりしていただくと。

それから、次の調査が量から質の問題というふうに言うてますけども、市の姿勢というのは、何か南ルートができれば市が発展するような形で話しされてますけども、やっぱり国なり府なり市が発展して行って、それこそ南ルート、どんどん関空に行かれる方が泉南市以南でもふえてくる、北ルートもいっぱいになってくる、泉南市側のりんくうタウンにもいろんな施設ができてくると、そういうふうなときの交通需要が高まって初めて南ルートができる。そういう国や泉南市の発展のシンボルとして南ルートが必要ときというのはあるかもしれませんが、ここに書いてあるように、今のような状態で南ルートをつくっても、

国や府や泉南市、関空会社の財政的な規模を大変な状況に押し込むばかりだと思えますよ。

この間のときでも、例えば関空で事故が起こった場合、和歌山県の域内の総生産の1割強に相当する3,700億円もの損害があるから代替施設として必要やおっしゃってましたけども、この南ルートをつくるのに幾らかかるんですか。2,000億から4,000億、トンネル工法でしたら4,000億円かかるわけでしょう。それもほとんど起債で——起債というか借金でせなあかんわけです。

そんなことを考えると、今ほんとにこういうのが必要なかどうかということをやっぱりこの以前出した調査に基づいてもう少し議論を整理しないと、新たにまた50万円支出するというのはほんとにむだだと思うので、その点のお考えを聞かしていただきたいと思います。

それから、宮の自治会の会館ですけども、ぜひ市民の皆さんの、住民の皆さんの意見を聞いてすばらしいものをつくっていただきたいと思うんですけども、とにかく住民の皆さんの意向が第一ということですけども、市の方からも積極的にバリアフリーの問題とかコミュニティセンター的に使えるものにするようにとか、そういうことの意味も反映していただきたいんですけども、その点はどうなってるか、お答えください。

議長（奥和田好吉君） 中村空対室長。

市長公室参事兼空港対策室長（中村正明君） 補正予算の中の関西国際空港周辺地域交通ネットワークに関する調査委託料50万円についてお答えいたします。幾つか御質問がございましたので、もし答弁漏れがございましたら御指摘いただきたいと思えます。

まず、12年度調査でございますけども、地域が泉州あるいは和歌山県では紀北地域と広範囲な中で、なぜ泉南市だけが50万円を負担しなければいけないのかということがございました。これについては、特に本市は南ルートの取りつけ地であるという大きな地理的な要因がございます。このネットワーク調査自体が南ルートを含むということで、国を含めた六者が共同して調査したわけでございますけども、南ルートがこの調査の根幹部分であるということから考えまして、本市は一

定程度の負担をする必要があるということで参画しているわけでございます。

また、和歌山市については、例えば紀淡連絡道路あるいは紀北地域のメインの都市でもございまして、和歌山県の県都ということでございまして和歌山市が参画している。また、泉州あるいは紀北というエリアとしては、当然大阪府あるいは和歌山県に所属するわけですから、大阪府と和歌山県が一定程度の負担をする。また、国については航空局、道路局、それぞれ負担してやったわけでございます。今回の13年度も、12年度に引き続いてこの六者が連携、共同して継続調査を行うというものでございます。

それから、調査の年次の話、御質問がございました。超長期というお話がございましたけども、そもそも調査というのはどこを対象にするのか、あるいは目標年次をいつにするのかというのが、これは調査の基本でございます。どこを対象にするのかというのは、大阪では泉州地域9市4町のエリアであり、和歌山県の部分では和歌山市と海南市、那賀郡の6町の2市6町の紀北ということで一定のエリアを設定してやっております。

それから目標ということで、この調査では検討年次ということで平成32年——2020年ですね、この時点における評価を踏まえて、それ以降の超長期を見通して整備のあり方を検討するというので、目標的にその年次を決めてるわけでございます。

それから、内容的に平成12年度の内容についての御質問でしたけども、市が結果を受けとめているのかということがございましたけども、私もこの3月までこの調査に入っておりまして、4月に膨大なページ数の報告書ができました。これは各会派の方にも1冊、あるいは空特委の委員さんにも概要版をお渡しいたしておりますけども、この間検証を行ってまいりました。

この中で、例えば現連絡橋と異なる構造形式で整備する場合においては、ルートに加えて構造的にも多重化が図られることとなり、さらなるリダンダンシーの向上が期待できるというような、構造自体にも一歩踏み込んだ文章も記入されておりますように、12年度の調査については相当突っ

込んだことにも言及されてます。例えば事業手法の検討、あるいは関係機関の協力体制の整備についても、若干ではありますが触れられました。初めて国を含めて自治体、関空会社という極めて全国的にまれな、多様な団体が参画した調査としては非常に思い切った調査であるということで、私どもこれを十分検証して、今後の市の市政運営の中で参考に供したいと思っております。

それから、ライフラインの問題も出ておりました。ライフラインが途切れるということは、そういうことはないというようなことだったと思えますけれども、12年度の報告書を読んでいただきますと、リスク評価ということで、痛手をこうむった場合の評価を想定して触れておりますけれども、連絡橋自体がリスクを負う場合、それは気象——自然災害ですね。それとか、あるいは列車とか自動車とか航空機による事故、そのもののリスクというものを評価しておりますけれども、さらに加えて内陸部に大きな災害が起こった場合、関空島が防災拠点になる。そして、その防災拠点から内陸部を救援する非常に重要な支援ルートとなるということも言及しておるわけでございますから、必ずしもライフラインが心配ということに加えて、そのような連絡ルートの重要性ということにも触れているわけですから、そういう面でも12年度調査は非常に思い切った調査であったと評価いたしております。

それで、13年度の調査については、本来12年度中に13年度も当初から継続してやりたいというような関係機関のお話もありました。私どもは特に引き続いてやりたいということでもございましたけれども、12年度の調査自体が進展する中でまだ検証の時間もないということで、当初の予算計上は見送ったと、これは他の機関もそうですけれども。

ところが、報告書もでき上がりまして、関係機関が再度集まった中で継続調査をできるだけ早目にやるということで、本市としては今議会の補正予算に50万円を計上させていただいたわけでございます。どうかよろしく御審議の上、御承認いただきますようお願い申し上げます。

議長（奥和田好吉君） 大田健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（大田 宏君） 私の方から、61ページのその他社会福祉費の中の負担金補助及び交付金、集会所整備事業補助金の関係で御答弁をさせていただきます。

まず、バリアフリー化でございますが、設計は既にもう大体でき上がっております。その中で見させていただきますと、階段を緩やかにかけかえるとか、身障者便所を設ける、それとかアプローチの部分の段差を解消するためのタイルの張りかえ、そしてスロープの新設とか、そういうのを設けておりますので、バリアフリー化は図られておるものと考えております。

それと、コミュニティセンター的な中身ということでございますが、これにつきましても厨房等、旧でしたらほんまに畳2畳ぐらいの大きさの厨房でしかなかったわけですが、増築によりましてその4倍程度の6畳か8畳ぐらいの大きさに設計では上げておりますし、大きな広場も設けるようなことにもしておりますので、十分コミュニティ的にも使えるものではないかなと私どもの方も考えております。

そういうことで、我々といたしまして細かい点につきましては、まだ地元の方にもうちの方から補助金も出ず関係上いろいろと指導してまいりたいと思っておりますが、基本的には地元の方の集会所ということでございますので、できるだけ地元の意見を尊重していきたいなど、このように考えてるところでございます。よろしく願い申し上げます。

議長（奥和田好吉君） 大森君。

4番（大森和夫君） 中村さんね、質問したことにお答えくださいよ。28ページにライフラインは安全性が高いと書いてあるけども、これはどうなんですかと。市がおっしゃってるように、ライフラインの安全性は低いんですか、危ないんですか、それをはっきり言うてくださいよ。どっちが合ってるんですか、ライフライン。これ、2020年の時点の評価ですよ。2020年でも安全性が高いと言うてるんですよ。

それから、リダンダンシーがどういう場合必要ですか。市が言われるように、雨が降ったりして、台風が来たりして、南海電車がとまったりします

よね。そのときのためにリダンダンシーが必要やと、天候のために必要やと書いてますか。大震災等、そういう大規模なことが起こったときにリダンダンシーが必要やと書いてるでしょう。市が主張してるような、そんな天候によるものでリダンダンシーが必要、台風が来るからリダンダンシー必要やと、代替施設が必要やと書いてますか。

この2020年の超長期調査でも、具体的に南ルートはどこにするとか、どこに取り付けるとか、どういう事業方法をとるとか、一切書かれてませんでしょう。ちょっとこれ整理してからやったらどうです、こういう問題も整理してから。50万円でも、今まで1,300万かけて何でこれ以上予算を出すんですか。人を出すんですか。中村さんや助役やというような有能な方が何で2020年以降の超長期的なことを悩まなあきませんの。今ある泉南市の問題たくさんあるでしょう。そういうのに取り組んでいただきたいんです。

ちょっとさっきの2点、ライフラインの問題とリダンダンシー、天候によるとか書いてますか。この調査は、そしたら不必要なものと違うんですか。調査に沿ったようなことでいえば、ライフラインは安全であるし、天候によるようなリダンダンシーは必要ないと。明らかと違いますか。

議長（奥和田好吉君） 中村空港対策室長。市長公室参事兼空港対策室長（中村正明君） ライフラインの問題ですけども、確かにライフライン、それ以外にも交通量の問題でも、長期的な問題であるというようなことは書いております。ただし、一方の中でリスク評価として、自然災害のほかには事故、それと内陸部における災害、救援、支援ということで今の連絡施設、いわゆる北ルートだけでは心もとないという観点からこの全編ずっと流れておりますので、全体を通して読んでいただきたいと思います。

その調査の中では、例えば先ほども申し上げましたように、現連絡橋と異なる構造形式で整備する場合は、ルートの問題に加えて構造的にも多重化が図られるということで、さらなるリダンダンシーの向上が期待できるとまで言及しておりますし、事業手法の問題、あるいは関係機関の協力体制の整備等、南ルートの整備、あるいは整備につ

いての課題というような項目まで第5章、第6章で触れておるわけでございますから、必ずしもこの調査が必要でないという結論には至ってないと。さらに、この12年度の調査を質的に、あるいは量的、あるいは熟度的に高めるといふ調査でございますので、この関係機関六者が合意に達したということをご十分御推察いただいて御承認いただきますようお願い申し上げます。

議長（奥和田好吉君） 大森君。

4番（大森和夫君） 中村さんの話を聞いて、何でそんなことを、危ない、危ないと言いはるんやったら何のためにこの調査する必要があるのかなと思いますよ。別に調査せんでも、中村さん言われるとおり言うてはったらええのと違いますの。

もう一遍市長にお聞きしたいんですけどね、この中の28ページに書かれているように、ライフラインは安全性が高いと書かれてるんですよ。それから、リダンダンシーは必要と書いてますけども、それは市長がおっしゃるように、天候によるもんじゃないですよ。この中に出てくるのはやっぱり大震災、そのようなものを見込んだときに、ライフラインなんか切れた場合大変やということを書いてあるわけで、台風とかのそういう天候のために代替施設が必要やと、そんな書き方はしてません。その点でこの調査を受けて、市長、南ルートの考え方をどうするのか、なお一層調査が必要な項目というのはどこにも見当たらないと思うんですよ。

それから、中村さんが言われたように、2020年以降もこれ読みますと、少子化の問題とか重ね合わせると、それから今の北ルートの使われてる状況ね、混み率を考えますと——今28%ですかね——から考えますと、新たなルートが必要ということはなかなか考えられないと書かれてましたですわ。

やっぱり今の泉南市のりんくうタウンが埋まる状況とか、もっと景気がよくなって皆さんが海外に行くとかいふと状況がうまいことマッチすれば、そういう南ルートが必要という時代が来るかもしれないけども、ハブ空港といたって、神戸空港ができませんでしょう。中部空港ができますやんか。大阪空港は残ったままでしょう。このままで

関西空港がどんどん人が、需要が伸びるという可能性はないと書かれてるんですよ。

そういう点で、なお一層のこういう調査が必要なのか。それと、市がきっちりこの調査を受けたような対応がとれてないという意味でいうと、調査は不必要だと思うんで、その点お答えください。

議長（奥和田好吉君） 向井市長。
市長（向井通彦君） まず、現在の北の橋梁でございますけども、これは前から申し上げておりますように、比較的最近設計されたものですから一定の耐震性もありますし、安全性というのは一般的に高いわけで、それはもう当然でございます。ライフラインについてもそういうことは言えると思います。

ただ、不安定要因なり不安を抱えてるというのは一方であるということですね。それは、もちろん遮断されるような大規模な場合もありますし、小規模な台風とかそういうこともあると思いますけれども、そういう両面から見ましても、要するに関西国際空港はアジアのハブ空港を目指してるわけですから、それは前から言っておりますように、定時性、確実性、安全性というのはいつの時点においても確保されるというのがやはり原点なわけですね。

それは、たとえいつときであってもあるいは1日であってもとまるということがあってはならないということでない、そういうハブ空港とはいいがたいわけでありますから、それはきっちりいつの時点においても確実なアクセスというのは強化されておらなければならない。当然、大規模な、この前のポートアイランドの橋のように長期にわたるといことは致命的ですから、そういうことがあってはならないわけですから、あそこも大きな反省のもとにリダンダンシーという考え方が国道2号線と43号線も含めて出てきたわけでありますから、あれを1つの教訓として、やはり代替施設というのは常に必要だと、持っておく必要があるということが底辺にあるわけですから、その辺は十分理解をいただきたいというふうに思います。

それから、スパンの問題で非常に先じゃないかというお話もありますけれども、私も道づくりを

40年近くやってきましたけども、例えば第二阪和を見ていただいたらわかるんですが、泉南市まで開通したのが昭和58年、それから先がホッと一息ついたんでもう20年おくれてるわけですね。あれから約20年ですよ。ですから、そういうスパンで考えますと、やはりできるだけ早くからきちっと基礎的なものも積み上げて実現に向けて向かっていくというのが何よりも大切で、それが1つ1つ実現に向かってつながっていくということですから、それを怠って急に数年でこういうことができるということはあり得ないわけですから、その点のことをきっちり御理解をいただきたいというふうに思っております。

それから、引き続いてやるというのは、もちろん我々も要望いたしました。期成同盟会でもやりましたし、大阪府も関空協も皆要望していただきました。それで、12年度で初めて調査をさせていただいて、ちょっと結果が出るのが12年度初めてやりましたから少し遅くなりましたんで今になってるんですけども、引き続いて国土交通省になってからも道路局と航空局と2つの局からの費用捻出でやっていただけるという非常にありがたいことだし、これを十分活用して着実に前へ進めていくというのが必要だと。そのためには我々も地元として一定の——今回50万ということでございますが、負担は当然しなければいけないと、このように考えております。

議長（奥和田好吉君） 本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。

ほかにありませんか。——— 小山君。

3番（小山広明君） かなり皆さん質問されましたので、ダブったところは省いていきたいと思いますが、1つ、今回交付税からこの予算を回しておるんですが、その交付税、今年度まだどれぐらの余裕を持ってあるのか、そこをちょっとお聞かせをいただきたいと思います。

それから、歳出の方でございますが、議会費で160万円が組まれてるこの説明を1つお願いをしたい。

それから、この新エネルギービジョン策定委員会委員謝礼ということで18万円組まれておるんですが、下の42万5,000円も含めて、これの

具体的御説明をいただきたい。

それから、今南ルートのお話ございました。私は基本的には本当に必要なものであれば国すべきものであって、小さな自治体がしゃしゃり出てやる必要は全くないわけですから、これは関空の存在そのものも今国でやるべきだという議論が自民党あたりでもやられておりますし、そういう状況からいえば、やはり財政が小さな自治体がこれだけのお金を出してやる必要はないと思いますので、市長、この辺のけじめを、国の役割、地方自治体の役割——運動としてやるのはいいですよ。あなたが旗立てて市民を巻き込んで、必要であればもっと市民の中に出てやるのは僕はいいと思いますが、やはりこういう基本的に予算、事業費というのは、これは国のテリトリーの部分で、これはやっぱり市が出すのは、とても市民は理解できない。

しかも、それはかなり夢のある——市長からいえば夢のある長期スパンの問題ですからね。しかも12年度の予算からいえば、明らかに事業費のレベルでいったら縮小されとるわけでしょう。普通はこれ、どんどん予算が上がっていく問題ですわね。それだけに、この問題はもう少し国と地方のけじめをつけて私はやるべき問題じゃないかなと思います。

それから、おふる屋の問題で1つにするということなんですが、これは旧26号線という問題があって、なかなか信号変わらないですね、いわゆる幹線の信号が長くて。特に宮本住宅の方でも、今御報告あったように50%におふるがついておるだけとなりますと、半分の方は確実にあそこを渡って行かないといけないので、これはある意味で統一をして、分権という逆な流れではないかなと思いますので、この辺はやっぱりこういう生活に密着したような施設については、やはり近くにあったらいいのは当然のことなんで、そら効率からいえば1つにまとめたらいいですよ。それを何かまとめていくというのはどうかなと。

私は今、公務員なり公というものが攻められて、何のいいところもない、民間が全部いいんだというような発想で進んでいくのは、いささか公務員も自信を失っとるんかなと思うんですが、環境的に

は競争じゃなしに本当の親切が、本当の思いやりができるのは、やっぱり公務員的な境遇なんですよ。その辺が公務員の皆さん、私たち議員も含めて、自己研さんしなかったら、制度はいいけども、それを悪用されたらもういもんですからね、やっぱりそういう実態にあるんじゃないかな。

だから、ここでもう一度我々が自己研さんという一番困難なことに取り組むような姿勢をここで出していかないと、社会そのものがすごくまずいことになるんじゃないでしょうか、市長。やっぱり長い間公務員という身分が保障されて、本当に人のために、金もうけなり利益を出すということが主目的じゃなしに、本当に目的のために働くような環境が我々に与えられて、そこに我々自身もおるんですから、そういうものは自己研さん、自分で正していくなんてことは、これは挑戦ですよ、新しい21世紀の。それを放棄して、競争社会にすればすべてがいいんだというようなところに流れる方向は、特に我々公務員、公というところに身を置く者にとっては、ほんとにこれは必死で頑張らないといけない状況ですよ。

しかし、果たしてそういう状況にあるかといったらないですよ、ある意味で。何か民間にしたらいいようなことを公務員みずからが言い出すと。私は、そういうことをこのふるの問題1つとっても、やはり私は同和事業の中でおふるをつくって、安い料金でおふるに入って、そのおふる場を拠点として交流をしていくと。そして、私は鳴滝地域のすぐそばの団地に住んどりますけども、時々私もおふるへ行きますよね。そういういろんな地域の人がそこで交流しながら、部落問題なんかも直に触れる中で理解をしていくという大変大事な施設なんですね。

そういうものを統合してしまってやるというのは、これは1つの例ですけど、私はもう少し公務員というのが自信を持って、持つためには自己研さんしないといけないわけですから、そういうことがすごく大事だと思うんで、そういう面からやっぱり市長、おふるを1つにしてしまうというのは、もうおふるがどんどんなくなっていくですよ。樽井のおふる屋さんだけですからね。砂川温泉も閉まってしまって、あそこの周辺におったひとり

暮らしの人はおふるも沸かせないわけですから、経済的にいっても。冬の日だったら樽井の温泉まで行きます。

泉南市が皆さんにこたえたおふるの問題、あいびにおふる確かにありますよ。しかし、5時で閉まってしまうわけですから、本当におふるとして利用する人にとっては利用できないわけですからね。そういう点ではもっと前向きに寿湯なり若松湯を泉南市民全体が利用できるような、そういうおふる屋に展開する中で特徴を出していく必要があるんじゃないでしょうか。私はそのように思いますので、この問題は大変大きな問題だと思います。

これが補助金というような形で表現されとるんですが、これは市自身がやとるわけでしょう、このおふるというのは、基本的には、市自身がやとるのに、何でこれ補助金なんですか。市自身がそれを運営をしとるわけですから、そういう点でいろんな議論がありましたけども、市自身がやっぱりこれを責任を持ってやっていただきたいとします。

それから、コミュニティバスの問題で、これは委員会でも意見を申しあげましたからあれですが、もっと市民が利用しやすいような運営形態にしないと、私はだめだと思しますので、1つ提案しましたが、定期券方式ですね。市民であればだれでもいつでもただで乗れる。そのかわり3,000円なら3,000円、2,000円なら2,000円の券を出しますよと。そういうもので乗る人も乗らない人も定期券を買って、市民であればコミュニティバスに全部乗れると。

そうなってくると、やっぱり利用する人は物すごくふえますよ、そら。ただで乗れるわけですから、ある意味で、買ってしまえばね。それが定期券のよさでしょう。定期を買えば何回乗ったって一緒なんですから。しかし、1回1回料金を払うというのは、人間は抵抗ありますよ。だから、年間2,000円なら2,000円とか3,000円だったら安いですよ。これを全市民に買ってもらって、そして……（発言する者あり）ちょっと不規則発言黙らせてください。気になってしゃあない。

議長（奥和田好吉君） 御静粛に願います。

3番（小山広明君） 議員だったら良識を持って手を挙げて発言してください。あんたかて発言しなさいよ、黙って座ってるんじゃないし。（「端的に質疑ささなあかんですよ」と呼ぶ者あり）だから、それは議長が指示したらいいですよ。あなたが何で……。だから、言わないでください。

だから、コミュニティバスではそういう定期券方式をぜひ取り入れてもらいたい。これはぜひ委員会でも言って明確な回答がないので、この辺はひとつぜひよろしくお願ひしたいと思います。

以上で終わります。

議長（奥和田好吉君） 石橋財政課長。

総務部財政課長（石橋康幸君） 私の方から、交付税の関係について御説明申し上げます。

まず、今回の交付税が1億6,800万円補正さしていただいております。これで、あと幾ら残るのか、あと留保財源として幾ら見込まれるのかということでございますけども、普通交付税につきましては確定しております。18億9,600万ということで確定しておりますので、普通交付税につきましては約2,000万円と。そして、特別交付税がありまして、特別交付税につきましては額が確定しておりません。特別の事情等によって交付税が交付されるということで、我々としては4億から5億は期待できるものと考えております。

以上でございます。

議長（奥和田好吉君） 中村空港対策室長。

市長公室参事兼空港対策室長（中村正明君） 交通ネットワーク調査の委託料の関係で、小さな自治体は出す必要はないという御質問でございましたけども、昨年度の調査では総額で4,900万円の調査でございました。本市はそのうち300万円を負担いたしました。今回は総額で2,400万円、泉南市の負担が50万円ということでございます。

これは本年度の残る調査期間が半年ということですので、大体総額自体が半分になったわけですけども、私どもは特に本市に係る部分を負担するというので、土地利用変化が交通需要に及ぼす影響、あるいは交通ネットワークが地域に及ぼす影響など本市にかかわる部分、これを私どもは負担するというのでございます。いずれにしても、

共同調査で行うということですので、その辺は御理解いただきたいと思います。

議長（奥和田好吉君） 若野企画広報課長。
市長公室企画広報課長（若野和敏君） それでは、59ページの新エネルギービジョンの関係で御説明させていただきます。

今回補正させていただいております60万5,000円につきましては、当初予算で800万の予算を委託料として御承認いただきまして策定に当たっております。これ、100%の助成金をいただいております。どこからといいますと、NEDO——新エネルギー・産業技術総合開発機構からいただいているわけですが、そちらの方ともいろいろ採択を受けてお話し合いをする中で、まずビジョンの委託料とそれから製本の印刷代は別にするよという御指導もございまして、その分当然ながら助成金もいただけるということ、それからこのビジョン策定に関しましては報償費でも上げさせていただいておりますように、新エネルギービジョン策定委員会、これは学識、それから民間の方、それから地元産業界、それとエネルギーの供給者であります関西電力、大阪ガス、それから行政側ということで、12名の方で策定委員会を予定させていただいております。その経費として今回報償費で18万、それから需用費、印刷製本で42万5,000円の計上をさせていただいております。よろしく願いいたします。

議長（奥和田好吉君） 大浦人権推進部長。
人権推進部長（大浦敏紀君） 小山議員の浴場につきましての見解でございますが、当初泉南市の市長の方からも市政運営方針等で申しておりますように、この共同浴場につきましては、当然同和対策事業として2浴場を昭和45年に建設したものでございます。目的については、議員御指摘のとおりでございます。

そして、補助金につきましては、前回にも御答弁させていただきましたように、この浴場につきましては、地元の部落解放同盟大阪府連鳴滝支部に委託を行い、管理・運営に当たり不足額が生じたという場合において、予算の範囲内で補助金を交付しているものでございます。その辺よろしく御理解を賜りたいと、このように考えております。

それと、今市として同和対策の法期限が迫る中、当然すべてについて見直しということで、真砂議員並びに和気議員にも御説明いたしましたように、見直しは当然すべきであるという考えで、激変緩和措置を加えながら平成13年度末までに一定の方向性を出すべきということで、府及び関係市町村におきましても検討を進めている状況でございます。ですので、1つ浴場がなくなるということにつきましても地元とも十分に検討を重ね、現在進めておる状況でございます。

ちなみに、宮本住宅は96戸の市営住宅、そのうち平成9年までに浴場を設置した戸数は32戸でございます。残っておるのが40戸前後ということになります。ですので、その部分につきましても先ほど和気議員にも説明いたしましたように、浴場に来られる方に十分にアンケートをとりまして、説明をさせていただく中で処理をしまいたいと、このように考えておりますので、よろしく御認識をお願いいたします。

以上です。

議長（奥和田好吉君） 藤岡市民生活部長。
市民生活部長（藤岡芳夫君） バスの件でございますけれども、議員の御意見、カード式の導入、これをしたらどうかというふうな御質問、御意見だったと思います。

カード式といいますのは、この近畿圏というんですか、スルッとKANSAIカードシステムというふうなカードシステムが現行ではしているということで、利便性とか、それから乗客数の増加を見込めるんじゃないかというふうな意味合いでは、確かに導入ということを検討する必要があるということは考えてます。

ただ、現在聞いておりますこのスルッとKANSAIカードシステムというのは、会社がある一定決まっているというふう聞いております。そのグループというんですか、その会社さんがこのカードの関係に参加している業者さんのみということも聞いております。

それと、今回の料金の支払い方法ですね、これにつきましては、一応一番支払いなど簡単な方式ということで、我々もワンコインというふうな考えもしているというふうな状況ですので、今後と

も試行運転の中でもっともこの辺も検討する必要があるというのは現在認識をしておりますので、よろしく申し上げます。

議長（奥和田好吉君） 谷総務部長。

総務部長（谷 純一君） 私の方から、議会費の役務費の160万円ですか、これの件について御説明申し上げます。

速記料160万円の補正をお願いしてるわけでございます。これにつきまして決算委員会あるいは予算委員会の委員長報告、これを簡略化するというので、速記を行いまして会議録等を作成し、それを委員長報告にすると、そういった手段でもってこれからやっていくということで、速記料をこの役務費で今回補正をお願いするというものでございます。

〔小山広明君「もうちょっと詳しく言うてよ。

手で速記、テープ速記」と呼ぶ〕

議長（奥和田好吉君） 谷総務部長。

総務部長（谷 純一君） 先ほどの速記のやり方ですけども、テープですね。テープから起こして会議録をつくると、こういうことでございます。

議長（奥和田好吉君） 小山君。

3番（小山広明君） 答弁は抜けてるんですけどね。私、公務員の1つ特徴というんですかね、そういうものがほんとに自己研さんをしないと成り立たないシステムですから、ある意味で人間を善としてというんか、信頼をして成り立つとる1つの制度ですから、それを競争させて、負けたものは勝手に負けたらいいんやと、そのかわり勝つもんがおるといふ、そういう非情な世界じゃないですね、公務員の世界は。みんなが身分が守られて、そしてやっぱり競争じゃなしに、ほんとに目的に沿って市民のためにちゃんと仕事をすると。しかし、それがいろいろ責められて、民間委託ということになればハッピーのような議論になってますけど、私はそんなことに全部なったら大変な社会になっちゃうと思うんですよ。

特に政治は、弱者に対してどうするかという、そういう大きな課題を持つわけですからね。強者はほっといたって何も手当てせんでも生きていけますよ。しかし、そういう社会の中で弱者が生きにくいというのは、社会的不安定も生じてきます

し、いろんな意味でトータル的にはものすごくマイナスになるということで、そういう公務員なり公的な仕事の必要性があるわけでしょう。

そういうものとして、私は今の市営浴場の問題を考えたい。これは1つ、保育園にしても幼稚園にしても、今まで公的なことがやるのが当たり前としてきたものが、いろんな批判の中で単なるコスト比較の中だけで、そしてそういう民間に流れていく方向というのは、我々は必死でやっぱりとめていかないと責任がある。そのためには自分を高めて、ほんとに人間的な面をレベルアップして、見とるからやるとか、見てないからやらんとか、そういう競争社会の論理じゃなしに、真に高めていくようなことをやっていかないと大変なんですけども、そういう面から聞いたんですよ。だから、そういう点での答弁ないんですよ。

これでおふるを1カ所にまとめていけば、経営的にはその方がいいですよ。番台に1人おればいいんですからね、ボイラーも1つでいいわけですから。しかし、利用する面からいったら遠くなるわけでしょう。どちらに立つかといったら、公務員というのは利用する側に立つのは当たり前じゃないですか。そうでしょう。そして、それは市民にも理解を求め、納税者にも理解を求めるのを一生懸命やらなアカんですよ。それを放棄して民間だということでは、余りにも我々の任務なり責任放棄になるんじゃないかということをおっしゃるから、そういう点でこの問題をどうするか。

おふる屋さんなんていうのは、一番生活の中で重要な施設ですよ。今でもあなた言うように、32軒はおふるあって、40軒はおふるないわけでしょう。しかし、これをもっと積極的にとらえるならば、自分とこの小さいおふるに入って生きておるよりは、行ったらみんな裸のつき合いをする方が人生的にはハッピーになるじゃないですか。そういうようにもっといろいろ広げていくようなことをやらないと、世の中暗くなってしゃあないですよ、これ。そういうことを言っとるんですよ。負担が要りますと。だれか言ってましたよ。僕、阪南市の市会議員の選挙の応援に行ったら、ある人が言ってました。税金を上げると言いなさいと。ようしますとか、ああしますとか、あんなこと聞

き飽きたと。これだけ負担がありますという候補者はおらんのかと。

議長（奥和田好吉君） 質問者にちょっと申し上げます。質問は1つこういうもの、2つこういうものという形でやってもらわんことには、長い話の中で何をどう質問をしているのかわかりにくいので、はっきりと行ってください。何を質問したいのか。1つ何々、1つ何々と言っていたかと思いますが、その点よろしくお願いします。3番（小山広明君） 聞いていただいたら何を言わんとしとるかわかっていらっしゃると思うんですが、そういうことでそういうおふる屋を1つに統合するということはどうかということをおっしゃるんですよ。だから、時にはつらいことも、小泉人気もやっぱり厳しいことを言って人気があるわけですよ。ちょっと時代が違ふんですよ。高くつきますと、しかしこうですという説明責任をちゃんとすることによって、やはり我々の世界は開かれてくるんじゃないですか。

そういうことを初めに聞いたのに、全然そのことに触れず、まともな答弁ないんですよ。それは市長が答弁せなあかんことでしょう。公務員全体が今胸の張れない状態の中で、あなたはその責任者として、やはりそういうアピールをぜひ僕はしてもらいたいと思うんですね。どうですか、このおふる屋さんの問題で。いやそうでしょう。1つになって、1つ閉鎖して、遠くに通わないといけなくなるわけじゃないですか。そこを言っとるんで、ちょっとそれは後でお願いしますね。さっきのあれ全部言ってしまうから。それはそういうことを聞いたのに、そういうまともな答弁がなかったということ。

それから、若野さんの自然エネルギーの問題は、具体的には太陽とか風とか、泉南で自然エネルギーが利用できるというのはバイオかごみの問題と太陽ぐらいでしょうね。風はだめだと僕は聞きますから。地熱はないわけですからね。だから、そういう点では2つはやっぱりバイオ、ふん尿のにおいの問題がありましたけども、バイオ的にはものすごくいい資源ですからね。そういうバイオ的なものと、それから太陽光ですね。こういうものを考えられとるのかどうか、そこをちょっと具

体的に御説明いただきたい。

それから、大浦さんからは、なぜ僕は補助金かと、市がやっとする事業なのに市に市が補助するののかということで聞いたんですが、委託を行い、不足が生じたら補助金出さって、これはおかしいんじゃないですか。委託するのは、ちゃんとそれでやれますよというお金を保障して委託するんでしょう。それは委託料の方でちゃんと完結したらいいんじゃないですか。委託料でちょっと出しといて、足らなかつたら補助金だと。それは二重に事務も重なるじゃないですか。だから、主体は市でしょう。それが委託しとるわけでしょう。あくまでも主体は市じゃないですか。それを市がやれないからかわりに委託しとるわけやから、委託料で完結したら、私はそれでいいんじゃないかなと思うんで、なぜそれができないのかの説明がありませんでした。

それから、谷さんの方では、速記の方でテープ速記ということになって、これは次の本会議報告までにちゃんとこういう議事録で上がって我々議員に配付されて、委員長は配付されている議事録のとおりですということにいけるといって、そのためのこの160万と理解していいのじゃないかなと思います。そこだけちょっと確認をしときたいと思います。議長（奥和田好吉君） 向井市長。

市長（向井通彦君） まず公務員のあり方の問題でございます。公務員と仕事とありますが、これはやはり歴史的な変遷があるというふうに思いますし、従前とありますが、以前はいろんな規制なり法で公でないといけないという部分が相当あったというふうに思います。そういうものがやはり規制緩和とか、現在社会において緩和されてきているということと、それから民間が非常にいろんな面でそういう多種多様に対応できるような企業とありますが、人材も含めて育ててきているということもあって、できるだけ公でやる方がいいのか、民間に任した方がいいのかという議論になってきているというふうに思います。

ですから、我々といたしましても、当然我々でやるべきものと、そして民間でやった方がさらに効率もよく、しかもサービスもいいんじゃないかというようなものについては、今後その官民の役

割分担ということで議論をしていきたいというふうに思っております。今回の2次の行革の中でもそのあたりを触れさせていただいております。

それから、具体的おふろの問題ということでございますけども、確かに2カ所を1カ所にすること、御不便をかける方もいらっしゃるというふうに思います。ただ、最近の傾向として、やはり戸建てが普及してきたということもあって、おふろをつくられてるおうちというのが戸建ての場合はほとんどじゃないかというふうに思いますが、そういう時代になってきたということと、我々の中層の市営住宅につきましてもおふろをできるだけ設置してほしいという要望もありまして、つくりつつございます。

まだ物理的な問題もあって全部ができておりませんが、そういう方向になって、かなりそういうことが普及してきたということもあって、なお2カ所とも非常に老朽化している、こういうことの中で1カ所に絞ってきちっと整備をして快適な入浴をしていただくと。それの方がいいんじゃないかということで、私も今回若松湯の方を整備して1カ所に集中をしたいというふうに考えたわけでございます。

また、たまには大きいおふろでという方もいらっしゃると思いますが、それはこういうおふろもありますから、スーパージョウとか最近はできておりますから、そちらの方でリラックスしていただくという手もあるわけでありまして、いろんな目的に沿って選択ができるわけでございますから、十分それは市民の方々が御利用されるというふうに思っております。

議長（奥和田好吉君） 若野企画広報課長。

市長公室企画広報課長（若野和敏君） それでは、新エネルギーについてちょっと御説明させていただきます。

大きく3つの種類に分かれております。まず再生可能なエネルギー、それとリサイクルエネルギー、それから従来型のエネルギーの新しい利用形態をしたエネルギー、大きくこの3つに分かれておりまして、再生可能エネルギーといたしましては、先ほど提示していただきましたように太陽光発電、それから太陽熱利用、それから風力発電、

それからバイオマスエネルギーがございます。

それと、リサイクルエネルギーにしましては、廃棄物発電、廃棄物熱利用、それから廃棄物燃料制度ですね、廃棄物の燃料をつくる。それから未利用のエネルギー、いわゆるバイオマスもここに含まれます。

それから、従来型のエネルギーの新しい利用形態といたしましては、自動車によく代表されますようなクリーンエネルギーの自動車、それから天然ガスによるコージェネレーション、それから最近技術開発されてきてます燃料電池でございます。

今回のビジョンの策定に当たりましては、私も泉南市域でどれだけのこの新エネルギーが賦存してるか、まずその賦存、どれだけ含まれてるか、また利用できるものがどれだけの量があるかということの調査から入りまして、将来的に利用できるエネルギーは果たして何であるか、また可能なものは何かということも探っていきたいと思っております。

また、これ以外にも逆に、今回のビジョンでは新エネルギーになってませんが、やはり水力も利用できる可能性もありますので、その辺も一定の調査もかけてみたいと思っておりますし、風力はだめじゃないかということは今御指摘ございましたが、最近かなりの技術開発がされまして、風速2メートル以上あって、小型発電でも起電量、発電ができるという技術開発もされております。私どもの地域でも、このNEDOさんがやられている風況調査では4メートルもしくはそれ以上の地域もございますし、日射量では日本ではレベルの一番高いところからやや落ちるぐらいで、かなりの日射量の地域でもありますので、今後その辺もフルに活用してまいりたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

議長（奥和田好吉君） 大浦人権推進部長。

人権推進部長（大浦敏紀君） 共同浴場の設置につきましては、幾度となく御説明いたしておりますように、同和対策事業として昭和46年に若松湯、昭和47年に寿湯の2施設を市営浴場として設置いたしました。これは市の設置でございます。それに伴いまして、管理・運営につきましては同和行政の円滑な推進を図る上におきまして、

地元関係諸団体と連携、協力が必要であるとの認識のもとに、管理・運営につきましては先ほど申し上げましたように、部落解放同盟大阪府連合会鳴滝支部に委託をいたしました。

その中で、管理・運営に伴いまして、当初入浴料は大人は50円、小人は20円ということで、これでは運営は成り立ってまいりません。ですので、その運営上から始まりまして不足額が生じた場合、その不足分を補助金として補っているという状況で現在まで来ております。これにつきましても今後見直しをしてまいりたいと、このように考えております。これにつきましては、入浴場の利用料の増額というんですか、料金の値上げというのも利用者負担ということで我々としては考えてまいりたいと、このように考えております。

以上です。

議長（奥和田好吉君） 小山君。

3番（小山広明君） 最後で結構ですが、わかりますけどね。公立民営という形なんですか、言いかた的には。そうしたらやっぱり運営する方が経営努力をして、もうかったらそのかわりそこにも入るぐらいのが普通は公立民営でしょう。建ててはあげますよと。じゃなしに、やっぱり実際市立で市がやっとならなければ、委託してまた足りない分を補助金とするよりも、委託料を必要な分、市がやっても必要なんですから、それで運営をお願いするというにすっとした方がいいんじゃないかなと思うんで、そういうすっきりした整備をした方がいいんじゃないかなと思います。聞いてって思いました。

それから、先ほど私、南ルートの問題がちょっと再質で抜けましたけども、やはり国の第一種空港であるし、本来的な中曽根時代の民活第1号でやっていますけども、今になってやっぱり国がこの施設を運営するべきだという議論が当然出てきております。大阪府でも、大阪の財界も含めて、関空は国が責任を持ってやってほしいという議論になっとならぬわけですから、そういう国としての根幹的な施設を一地方自治体の——我々の思惑と違うわけでしょう。我々は何も関空のために要求するんじゃないし、ここに橋をつけてもらったら泉南がよくなるという、そういう下心あってやっ

るんじゃないですか。だから、それが結局金を出さされるという構造になっとならぬですよ。

しかし、あなた方が大上段で言っとならぬのは、いや関空はリダンダンシーとか何とか言って、もっともらしいことを言っとならぬけども、実際はここに初めから橋かかっとならぬたら、そんなことちっとならぬ言わないような構造ですよ、これは。そういうやっとならぬ私は不純な要求姿勢だと思っとならぬすよ。地元さえよかっとならぬらいいと。そんなこと言うたらだれも認めてくれへんから、これはもう地震があっとならぬら大変だということ言うから、ならおまえとこ、そんなに言うんやっとならぬら金出せやということでお金を出さされとるというのが実態やから、そこはもう少し政治家として毅然とだれにでも胸を張っとならぬ言えるような予算の使い方をしてもらっとならぬたい。

こんなもんほんとにこれ途中で予算ついたと言っとならぬけど、これは内閣なり国の中にある一般調査費の中でどこにやるかという裁量権で出てきたようなもんでしょう。政治的な問題でも何でもないでしょう。そういうことで、途中の補正予算で出てくると。国は補正予算組んでないんですからね。

そういうことで、私はこの問題は市長、ほんとにこの中にも書いとるやうに、南ルートを本当につける必要があるんだっとならぬら、その背景づくりがまず大事と書いてある。だから背景づくりにあなた力を入れたらいいんですよ。そしたら、それは南ルートがつかなくても市民には効果が出てくるんですよ。背景を全部書いてありますよ、これ南ルートをつけるために何をすべきかというのは。

そういうことで、やっぱりあなたの言う都市基盤整備さえ進んでいくことが南ルートをつけるための遠因ですよということを書いてあるわけですから、そちらの方に力を入れないと、何ぼ南ルートがつく状態になっとならぬても、この背後地の受け入れ態勢がなかつたら、そんなもん南ルートはつかないと書いてあるんですから。そしたら、あなたが言うのは、南ルートをつけるという努力は国がやりますから、泉南市長はやっぱりこの……（発言する者あり）

議長（奥和田好吉君） 質問者に申し上げます。質問は的確に簡潔にやっとならぬらただかなければ……

3番（小山広明君） あなた、ちょっと後ろから

そういうやじがあると、すぐそれに乗って私だけ注意するでしょう。そらおかしいですよ。内容をちゃんと聞いていったら、そんなこと言えないはずですよ、私のこの議論は。

議長（奥和田好吉君） 今の話を聞いていったら、どこで何を質問してるのか非常にわかりにくいので……

3番（小山広明君） それはあなたが理解力がなからですよ。何言っとんですか。

議長（奥和田好吉君） わかりやすく、何を質問するか……していただきたいと思います。よろしくお願いしておきます。

3番（小山広明君） 後で議事録をちゃんと見てください。私の言い分がそんな離れて言うてるかどうかはわかるはずですよ。ちょっとこうやってやじがあると、すぐ議長は僕にだけは指導されるけど、議員の発言はもう少しちゃんと聞いていただきたいと思いますよ。

だから、私は市長がやらないいけないことは、本当にこの地域のそういう南ルートもなかったらだめだなという背景をつくること。それはなくても市民が利益を受けるわけですから、そちらにこそお金をつぎ込むべきですよ。私はそういうことを言っとるんですよ。だから市長、何もこの50万を泉南市が出すことは絶対ないと思いますし、市長が生きとる間にはできないことははっきりしとるわけですから。いや、あなた20年——僕かてそれぐらいで死にますよ、寿命からいったら。だから、もっと急遽な、不景気で大変で市民が生活にも困ってるときに、私はこういう予算を使うべきではないと、そのように思います。

だから、市長に最後に、本当にこのことの責任がとれるような明確な方針を出してください。こうだったら私は責任をとりますと、だからこうならないようにというような明確な南ルートに関するあなたの責任がだれでもわかるようなことを一遍言ってくださいよ、スケジュール的にも。そして、私はある意味でわかりますよ、あなたの言い分は。この南ルート、この50万出した、300万出したことはこういう目的なんだと。当然、目的どおり行くことはないわけですからね。ないこともあるわけですから。そのときにあなたは責

任をとると。あなたの責任を明確に——平島さんはちゃんと明確に言いましたよ。1期のときにつかなかつたら効果は半減するんだということで、明確に南ルートの完成時期を言いましたよ。平島さんはそれである意味で責任をとったのかどうか知りませんが、少なくともやっぱりそういうようにだれが見ても責任がとれるような具体的なものを示しましたよ。

だから、そういうことでこの南ルートについて市長は、この予算を計上したらこうなるということだれにもわかるような形で数字でもいい、形でもいい、ちゃんと示してくださいよ。でなかったら、こんな予算認められませんよ、絶対に。…（「認めてなかったらええやないか」と呼ぶ者あり）認めないと言っとるんじゃないか。……（「質疑違う、討論や」と呼ぶ者あり）だから、日本的な質疑やってくださいよ、あんたここまでやじで言うんだつたら。

そういうことで、市長に最後に、そういうお金を使うわけですから、責任がはっきり我々にもわかる、市民にもわかるような提示をしてくださいよ。

議長（奥和田好吉君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 南ルート調査にもありますように、おっしゃいました後背地ですね。これは何も泉南市に限らなくて、もっと広いエリア、和歌山も含めての話になると思いますが、そういうところの都市としての熟成なり、あるいは人口移動、あるいは交通、物流ですね。こういうことがもちろん必要だというふうに思っております。そのためには、当然それらに対応できるような道路アクセスというのはきちとやらなきゃいけないというのが私の考えで、それを中心に基盤整備という形で我々本来行政がやるべきことをやってるわけで、あとは民間がその道路をいかに利用して張りついていくんかということになってくるというふうに思っております。

したがって、当然南ルートも今すぐにはできないというのは最初から私どもも申し上げてるわけでございまして……（小山広明君「いつまででできるの」と呼ぶ）ベイエリアの方では2025年までということになっております。（小山広明君

「あなたの希望ですよ」と呼ぶ)私は、その間にできるだけ早くやれるように持っていくと。(小山広明君「年を切ってください、年を」と呼ぶ)それはできません。私どもがやるんじゃないんですよ。(小山広明君「あなたの希望ですよ」と呼ぶ)私どもの希望は一日でも早く、1年でも早く、こういうことです。終わります。

議長(奥和田好吉君) ほかにありませんか。——島原君。

16番(島原正嗣君) 簡単に2点ほど質問をさせていただきます。

今、空港問題で大変激論がなされておりますけれども、1つは、平島市長は今御逝去されておられません。私も平島市長と一緒に空港問題の推進のために努力をさせていただいた経過があるんですが、私は亡くなられた平島市長自身はそれなりに一生懸命やられたというように思いますよ。故人のことは余り本会議でごたごた言うのはどうかなというふうに思います。これは意見として、僕の感触だけを言っときます。

それと、61ページの関係ですが、ちょっと教えていただきたいんですが、先ほども奮闘しておる日本共産党の成田先生から岡田の道路のことも言われましたんですが、この老人集会場は、泉南市にかなり老朽化した集会場があると思いますし、岡田でも四、五カ所あるんですが、特に中小路老人集会場の手すりなんかは、腐食して非常に危ないという御意見もございます。

今後、何十カ所もある泉南市全体の老朽化した老人集会場の改修等はどのようにお考えになるのか。新規の分については別に意見がございませんけれども、既存の集会場に対する手入れを少ししてあげないと、大分老朽化してる部分もあるのではないかなというふうに思いますが、その見解をお伺いしたいと。これが1点です。

もう1つは、先ほど申し上げましたように、交通安全対策関係の予算についてでありますけれども、西信達全体の運行ですね。例えば御指摘のありました岡田浦の府営住宅なんかは、十分あの中では車が回れることができると思いますが、そういうことも含めて今後検討するというふうな御答弁があったようですが、一度この問題について

詳しく御答弁をいただきたいと。

以上です。

議長(奥和田好吉君) 大田健康福祉部長。健康福祉部長兼福祉事務所長(大田 宏君) 老人集会場の件について御答弁申し上げます。

老人集会場につきましては、現在25カ所ございます。そのうち16カ所の老人集会場につきましては築後20年を経過しておりまして、いずれもかなり老朽化が進んでおるとというのが現状でございます。各施設の修理につきましては、平成12年度におきましては11カ所の老人集会場の修理を行っております。いずれも小修繕という範囲にとどまっております。地元区の要望を満たすというようなものではございません。

厳しい財政状況の中ではございますが、担当部といたしましても今後とも努力いたしまして、各施設の補修、修繕に努めてまいりたいと、このように考えておりますので、御理解のほどお願い申し上げます。

議長(奥和田好吉君) 藤岡市民生活部長。

市民生活部長(藤岡芳夫君) 島原議員御意見のように、西信達地区のバスの運行につきましてですが、現在我々考えておりますのが低床式の小型バスというふうに考えております。ただ、小型バスとはいっても、7メートルぐらいの長さがあり、幅も2メートル強あるというふうに聞いております。先ほども答弁申し上げましたけれども、住宅の方には十分回転するスペースがあるということであった場合に、当然コースとして運行してまいりたいと、停留所も設置してまいりたいと、このように基本的に考えております。

議長(奥和田好吉君) 島原君。

16番(島原正嗣君) もう意見にかえておきますけれども、ひとつ老人集会場の関係も危険箇所については、今言ったように財政上、予算上の関係もありますけれども、ぜひひとつ配慮をお願いしたいなというふうに思います。

それと、バス路線の問題ですが、西信地域も御存じのように非常に一方通行もあつたりして狭隘な道路が多いんですけれども、もう少しバス路線の見直しというんですか、一応原点に戻ってもらって、別に西信達全体すべてではないです

けども、泉南市全域についてひとつ御配慮をいただきたい。

以上です。

議長（奥和田好吉君） ほかにありませんか。——和気君。

19番（和気 豊君） この際動議を提出したいと思います。ただいま議題となっております議案第10号については修正するとともに、これを議題とされんことを望みます。

以上です。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

議長（奥和田好吉君） ただいま和気 豊君から、議案第10号については一部修正するとともにこれを議題とされたいとの動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

議員提出議案第15号 議案第10号に対する修正動議を議題といたします。

本件に関し、提出者を代表して和気 豊君から提案理由並びに趣旨の説明を求めます。和気君。

19番（和気 豊君） 提出者を代表いたしまして、議員提出議案第15号について提案理由並びに内容について説明を申し上げます。

泉南市は、これまで空港関連の大型公共事業と同行政に市民の貴重な税金をつぎ込み、膨大な借金をつくり出してきました。みずからつくり出した財政危機を切り抜けるため、市民犠牲の行財政改革を二次にわたって展開し、福祉、教育、医療の切り捨て、負担増を進めてまいりました。

今、市政に求められているのは、小泉政権の弱者切り捨ての構造改革のもと、何よりも市民の暮らし、命を守るとりでの役割を果たすこと、すなわち今求められている教育施設の大規模改修、介護保険制度の軽減などではないでしょうか。

今や破綻が明らかな関西国際空港と、それにかかわる南ルートは、開港後7年間の北ルートの災害時の閉鎖の現状を見ても数少ないことから、その必要性は極めて疑問の多いところでもあります。まさにむだ遣いの象徴となるような大型公共事業を進めるための調査への支出は、まさに問題の多いところでもあります。そのことを踏まえ、修正案について説明を申し上げてまいります。

それでは、お手元に配付を申し上げます

修正案についてごらんをいただきたいと思います。一番最後のページ、歳出についてであります。

削減は1項目、総務費、総務管理費、空港対策費の委託料50万、関西国際空港周辺地域交通ネットワークに関する調査委託料であります。そして、歳入の方、その前のページをお開きをいただきたいと思います。この削減した分、当然歳入の方でも減になるわけありますから、地方交付税を1億6,997万1,000円に変える。50万を削減してこれに変えるという提案でございます。

この調査費50万円は、名称も調査対象も2000年の調査と同じ、前回の調査結果を踏まえ、現状を質的、数量的に裏づける調査であります。しかし、前回調査では、南ルートについては2020年時点での将来需要量から調査バランスだけの評価で見れば、整備は超長期的な課題であると指摘しています。また、公共事業の事業化においては、その整備効果が厳しく問われていることを背景に、事業評価のための費用対効果分析に関してもきっちりと整備する必要があることをうたっています。

この事業の完遂は、まさに2,000億円を超える財源が必要だとされる国家的プロジェクトであります。ひとり泉南市だけが動いてもできるものではありません。昨年もことしの調査についても、対象地域が泉州から紀北に及ぶ広域的なものでありながら、地元泉州で支出しているのは泉南市だけあります。和歌山県、紀北の自治体の中でも和歌山市だけ、それも50万円、岩出町も支出しておりません。まさにこの種の取り組みは地元が大団結し、一糸乱れず動いていくことが大切だと思います。泉南市は頑張っているけれども、後ろを振り返ってみるとだれもついてこなかった、こういうことでは困ります。私は、事業の性格、実施の展望、財源問題などを考えるとき、市が取り組むべき立場は、一に国・府への要望活動に限り、それも泉州、紀北が同一歩調をとれるものに限るべきだということを再度申し述べ、修正案の説明といたします。

以上であります。

議長（奥和田好吉君） ただいまの提出者の説明に対し質疑を行います。質疑はありませんか。——

——質疑なしと認めます。

これより修正案及び原案について順次討論を行います。

まず、修正案に対する討論を行います。討論はありませんか。———小山君。

3番（小山広明君） 修正案に賛成の立場で意見を申し上げますので、議員各位の御賛同をよろしくお願いします。

今、補正予算の中でも議論ありましたように、今の国家的な財政状況からいっても、とても泉南市がここでこの予算をつけても実現性があるものではなく、もしつくとしても、それはまた別なファクターによってそういう必要性はあるかもわかりませんが、今地元が盛んに求めても全く実現性がないし、調査の中でも明らかなように、まずそういうことが必要となる背景整備が必要だと言われているように、そこにこそ予算を投じて町づくりを進めるべきであり、橋ができればまちがよくなるというのは全く逆転した発想であって、まちがよくなれば、まあ橋がつくかと、そういう関係だろうと思います。

そういう意味で、泉南市の今取り組んでいるこの南ルートへの取り組みは、絶対に反対であります。そのようなことで、よろしく願いをいたします。

議長（奥和田好吉君） ほかにありませんか。———以上で修正案に対する討論を終結いたします。

次に、原案に対する討論を行います。討論はありませんか。———成田君。

18番（成田政彦君） 日本共産党泉南市議員団を代表し、議案10号に対する反対討論をします。

砂川老人集会場の設計委託、新家宮集会所建設補助金、コミュニティバス補助金については評価はできるが、空港対策委託料50万円は南ルートを推し進めることを前提にしたものであり、現在の関空会社の1兆円に上る膨大な借金や2期目工事の3割減、大阪府、泉南市の財政を考えれば、現実性もなくむだな予算である。今なお破綻した空港優先の事業につながる調査費を計上した補正予算については反対します。

以上。

議長（奥和田好吉君） ほかにありませんか。———以上で原案に対する討論を終結いたします。

これより修正案及び原案について順次採決を行います。

まず初めに、議案第10号に対する和気 豊君ほか4名から提出されました修正案について起立により採決いたします。

お諮りいたします。本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（奥和田好吉君） 起立少数であります。よって議案第10号に対する修正案については、否決されました。

修正案否決でございますので、これより原案について採決いたします。

お諮りいたします。本件につきましては、原案を可とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（奥和田好吉君） 起立多数であります。よって議案第10号は、原案のとおり可とすることに決しました。

お諮りいたします。本日の日程は全部終了いたしておりますが、本日の会議はこの程度にとどめ延会とし、明21日午前10時から本会議を継続開議いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（奥和田好吉君） 御異議なしと認めます。よって本日の会議はこの程度にとどめ延会とし、明21日午前10時から本会議を継続開議することに決しました。

本日はこれをもって延会といたします。

午後5時59分 延会

（了）

署 名 議 員

大阪府泉南市議会議長 奥和田 好 吉

大阪府泉南市議会議員 松 本 雪 美

大阪府泉南市議会議員 北 出 寧 啓